

# 藤沢市地域防災計画修正案 新旧対照表

序論  
第1部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和6年1月29日）
3	1	9	<p>3 男女共同参画等の推進</p> <p>本計画は、多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、男女双方の視点やジェンダー平等などの多様な視点到配慮して進めることが重要である。市は、被災時における男女のニーズの違い等に十分配慮し、指定避難所において被災者の良好な生活環境が保たれるよう努めるとともに、防災に関する政策・方針決定過程や災害現場における女性の参画を拡大するため、<u>ふじさわジェンダー平等プラン2030の重点目標に掲げている、あらゆる分野でのジェンダー平等の促進に向け</u>、藤沢市防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう<u>女性委員の登用</u>に取り組むなど、男女共同参画をはじめとした多様な視点を意識した計画の推進に努める。</p>	<p>3 男女共同参画等の推進</p> <p>本計画は、多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、男女双方の視点やジェンダー平等などの多様な視点到配慮して進めることが重要である。市は、被災時における男女のニーズの違い等に十分配慮し、指定避難所において被災者の良好な生活環境が保たれるよう努めるとともに、防災に関する政策・方針決定過程や災害現場における女性の参画を拡大するため、藤沢市防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むなど、男女共同参画をはじめとした多様な視点を意識した計画の推進に努める。</p>
4	1	20	<p>4 気象</p> <p>本市は、相模湾に接しているところから暖流の影響を受け、比較的温暖で穏やかな気候であるが、平均気温は上昇傾向にあり、神奈川県では現状を上回る温暖化対策を取らなかった場合、21世紀末には、「滝のように降る雨」の発生回数が、約2倍に増加する予測が示されている。</p> <p>令和5年における、年間の平均温度は、<u>17.3℃</u>で、最も寒い2月で平均<u>4.0℃</u>、最も暑い8月で、平均<u>29.1℃</u>となっている。</p> <p>降雨量については、年間の総雨量は<u>1,278.7mm</u>（月平均<u>106.5mm</u>）である。<u>6月の梅雨期</u>には雨量が<u>一番</u>多い。</p> <p>また、風向きについては、4月から9月にかけては南寄り、10月から3月にかけては、北寄りの風が卓越し、風速についてみると年間の平均風速は、2.4m/秒となっている。</p> <p>（消防年報2024年（令和6年）版）</p>	<p>4 気象</p> <p>本市は、相模湾に接しているところから暖流の影響を受け、比較的温暖で穏やかな気候であるが、平均気温は上昇傾向にあり、神奈川県では現状を上回る温暖化対策を取らなかった場合、21世紀末には、「滝のように降る雨」の発生回数が、約2倍に増加する予測が示されている。</p> <p>令和3年における、年間の平均温度は、<u>16.7℃</u>で、最も寒い1月で平均<u>5.6℃</u>、最も暑い8月で、平均<u>27.3℃</u>となっている。</p> <p>降雨量については、年間の総雨量は<u>1,797.3mm</u>（月平均<u>149.8mm</u>）である。<u>9月の台風期</u>には雨量が<u>例年どおり</u>多い。</p> <p>また、風向きについては、5月から8月にかけては南寄り、9月から4月にかけては、北寄りの風が卓越し、風速についてみると年間の平均風速は、2.4m/秒となっている。</p> <p>（消防年報2022年（令和4年）版）</p>

序論  
第1部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和6年1月29日）
4	2	20	<p>1 人口</p> <p>本市の人口は、令和6年8月1日現在で、<u>444,108</u>人（令和2年国勢調査を基準とした推計値）である。最新の統計では、県内では政令市に次いで、人口は4番目である。</p> <p>人口の増加傾向は昭和38年以降昭和46年までは、年間1万人以上の急増を続けてきたが、その後、落ち着きを見せているものの着実に人口は増加を続けている。</p> <p>世帯数は、<u>203,898</u>世帯（令和6年8月1日現在）で、一世帯当たりの人員は、2.2人で減少傾向にある。</p> <p>人口密度は、市全体では、<u>6,385</u>人/k㎡であり、地区別では、明治地区が<u>10,667</u>人/k㎡で最も高く、以下、鶴沼、辻堂、藤沢の順に続き、六会、遠藤、御所見地区の順に低くなり、御所見地区は<u>1,521</u>人/k㎡である。</p> <p>高齢化率は、令和6年8月1日現在、<u>24.60</u>%で約4人に1人が65歳以上である。また一人暮らし高齢者は、<u>17,755</u>人（令和6年8月1日現在）である。</p>	<p>1 人口</p> <p>本市の人口は、令和4年4月1日現在で、<u>443,009</u>人（令和2年国勢調査を基準とした推計値）である。最新の統計では、県内では政令市に次いで、人口は4番目である。</p> <p>人口の増加傾向は昭和38年以降昭和46年までは、年間1万人以上の急増を続けてきたが、その後、落ち着きを見せているものの着実に人口は増加を続けている。</p> <p>世帯数は、<u>199,875</u>世帯（令和4年8月1日現在）で、一世帯当たりの人員は、2.2人で減少傾向にある。</p> <p>人口密度は、市全体では、<u>6,369</u>人/k㎡であり、地区別では、明治地区が<u>10,705</u>人/k㎡で最も高く、以下、鶴沼、辻堂、藤沢の順に続き、六会、遠藤、御所見地区の順に低くなり、御所見地区は<u>1,520</u>人/k㎡である。</p> <p>高齢化率は、令和4年8月1日現在、<u>24.46</u>%で約4人に1人が65歳以上である。また一人暮らし高齢者は、<u>16,583</u>人（令和4年8月1日現在）である。</p>
4	2	21	<p>3 交通</p> <p>（1）交通</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>本市における乗用車の保有台数は、乗用自動車が<u>117,561</u>台（令和5年4月1日現在）、軽自動車（原付等を含む。）が<u>98,961</u>台（令和5年4月1日現在）である。</p>	<p>3 交通</p> <p>（1）交通</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>本市における乗用車の保有台数は、乗用自動車が<u>117,150</u>台（令和2年3月31日現在）、軽自動車（原付等を含む。）が<u>96,470</u>台（令和2年4月1日現在）である。</p>
5	2	25	<p>令和元年9月・10月の台風第15・19号においては、避難勧告の発令を行い、早めの避難を呼びかけた。台風第15号においては、暴風による住宅等の損壊が発生し、倒木や飛来物による電線の断線により長時間の大規模停電も発生した。<u>また、立て続けに発生した台風に備え、地区防災拠点本部等を通じて、市民等に土のうを約5,000袋配布した。</u></p>	<p>令和元年9月・10月の台風第15・19号においては、避難勧告の発令を行い、早めの避難を呼びかけた。台風第15号においては、暴風による住宅等の損壊が発生し、倒木や飛来物による電線の断線により長時間の大規模停電も発生した。</p>

序論  
第2部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和6年1月29日）				
1	2	27	<p>(2) 組織構成</p> <p>ア 災害対策本部</p> <p>本部長は、市長をもって充てる。</p> <p>副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。</p> <p>本部員は、各指揮本部長、市民病院事務局長及び各地区防災拠点本部長をもって充てる。</p>	<p>(2) 組織構成</p> <p>ア 災害対策本部</p> <p>本部長は、市長をもって充てる。</p> <p>副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。</p> <p>本部員は、<u>教育次長</u>、各指揮本部長、市民病院事務局長及び各地区防災拠点本部長をもって充てる。</p>				
1	3	29	<p>1 地区防災拠点本部機能の充実強化</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>また、津波浸水想定区域に位置する片瀬市民センター及び鶴沼市民センター、並びに洪水浸水想定区域に位置する村岡公民館については、津波災害時、あるいは洪水災害時には、他の公共施設等における代替機能の確保を図る。</p>	<p>1 地区防災拠点本部機能の充実強化</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>また、津波浸水想定区域に位置する片瀬市民センター及び鶴沼市民センター、並びに洪水浸水想定区域に位置する藤沢公民館、<u>村岡公民館</u>については、津波災害時、あるいは洪水災害時には、他の公共施設等における代替機能の確保を図る。</p>				
1	5	34	<table border="1"> <tr> <td>企画政策部 指揮本部</td> <td> <p>1 関係機関及び他の地方公共団体への応援要請に関すること。</p> <p>2 被害状況の県への報告に関すること。</p> <p>3 要配慮者のうち外国<u>につながりのある</u>人への支援及び関係団体との連絡調整に関すること。</p> <p>4 震災復興計画の調整に関すること。</p> <p>5 空地情報の管理と活用に関すること。</p> <p>6 災害現場の写真記録に関すること。</p> <p>7 災害広報・情報周知に関すること。</p> <p>8 報道機関に対する情報の提供及び調整に関すること。</p> <p>9 災害視察者、見舞者等の来庁者の接遇に関すること。</p> </td> </tr> </table>	企画政策部 指揮本部	<p>1 関係機関及び他の地方公共団体への応援要請に関すること。</p> <p>2 被害状況の県への報告に関すること。</p> <p>3 要配慮者のうち外国<u>につながりのある</u>人への支援及び関係団体との連絡調整に関すること。</p> <p>4 震災復興計画の調整に関すること。</p> <p>5 空地情報の管理と活用に関すること。</p> <p>6 災害現場の写真記録に関すること。</p> <p>7 災害広報・情報周知に関すること。</p> <p>8 報道機関に対する情報の提供及び調整に関すること。</p> <p>9 災害視察者、見舞者等の来庁者の接遇に関すること。</p>	<table border="1"> <tr> <td>企画政策部 指揮本部</td> <td> <p>1 関係機関及び他の地方公共団体への応援要請に関すること。</p> <p>2 被害状況の県への報告に関すること。</p> <p>3 要配慮者のうち外国人への支援及び関係団体との連絡調整に関すること。</p> <p>4 震災復興計画の調整に関すること。</p> <p>5 空地情報の管理と活用に関すること。</p> <p>6 災害現場の写真記録に関すること。</p> <p>7 災害広報・情報周知に関すること。</p> <p>8 報道機関に対する情報の提供及び調整に関すること。</p> <p>9 災害視察者、見舞者等の来庁者の接遇に関すること。</p> </td> </tr> </table>	企画政策部 指揮本部	<p>1 関係機関及び他の地方公共団体への応援要請に関すること。</p> <p>2 被害状況の県への報告に関すること。</p> <p>3 要配慮者のうち外国人への支援及び関係団体との連絡調整に関すること。</p> <p>4 震災復興計画の調整に関すること。</p> <p>5 空地情報の管理と活用に関すること。</p> <p>6 災害現場の写真記録に関すること。</p> <p>7 災害広報・情報周知に関すること。</p> <p>8 報道機関に対する情報の提供及び調整に関すること。</p> <p>9 災害視察者、見舞者等の来庁者の接遇に関すること。</p>
企画政策部 指揮本部	<p>1 関係機関及び他の地方公共団体への応援要請に関すること。</p> <p>2 被害状況の県への報告に関すること。</p> <p>3 要配慮者のうち外国<u>につながりのある</u>人への支援及び関係団体との連絡調整に関すること。</p> <p>4 震災復興計画の調整に関すること。</p> <p>5 空地情報の管理と活用に関すること。</p> <p>6 災害現場の写真記録に関すること。</p> <p>7 災害広報・情報周知に関すること。</p> <p>8 報道機関に対する情報の提供及び調整に関すること。</p> <p>9 災害視察者、見舞者等の来庁者の接遇に関すること。</p>							
企画政策部 指揮本部	<p>1 関係機関及び他の地方公共団体への応援要請に関すること。</p> <p>2 被害状況の県への報告に関すること。</p> <p>3 要配慮者のうち外国人への支援及び関係団体との連絡調整に関すること。</p> <p>4 震災復興計画の調整に関すること。</p> <p>5 空地情報の管理と活用に関すること。</p> <p>6 災害現場の写真記録に関すること。</p> <p>7 災害広報・情報周知に関すること。</p> <p>8 報道機関に対する情報の提供及び調整に関すること。</p> <p>9 災害視察者、見舞者等の来庁者の接遇に関すること。</p>							

序論  
第2部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和6年1月29日）
			市民自治部 指揮本部 1 臨時市民相談室の開設及び被災市民の相談に関する事。 2 応急給水対策（調達及び搬送）に関する事。 3 食料、生活物資等の配分の支援に関する事。 4 要配慮者のうち外国に <u>つながりのある</u> 人であるものの相談に関する事。 5 地区防災拠点本部との連絡調整に関する事。 6 安否情報の収集管理及び照会の対応に関する事。 7 消費者保護に関する事。	市民自治部 指揮本部 1 臨時市民相談室の開設及び被災市民の相談に関する事。 2 応急給水対策（調達及び搬送）に関する事。 3 食料、生活物資等の配分の支援に関する事。 4 要配慮者のうち外国人であるものの相談に関する事。 5 地区防災拠点本部との連絡調整に関する事。 6 安否情報の収集管理及び照会の対応に関する事。 7 消費者保護に関する事。

序論  
第2部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和6年1月29日）
1	5	36	<p>下水道部 指揮本部</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 下水道の災害対策に関する事。</li> <li>2 災害危険箇所のパトロール及び応急対策に関する事。</li> <li>3 浄化センター、ポンプ場、<u>管路</u>の災害現場の応急対策並びに被害及び損害額の調査に関する事。</li> <li>4 下水道の災害現場の写真撮影、記録等に関する事。</li> <li>5 浄化センター、ポンプ場、<u>管路</u>のパトロールに関する事。</li> </ol>	<p>下水道部 指揮本部</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 下水道の災害対策に関する事。</li> <li>2 災害危険箇所のパトロール及び応急対策に関する事。</li> <li>3 浄化センター、ポンプ場、<u>管渠等</u>の災害現場の応急対策並びに被害及び損害額の調査に関する事。</li> <li>4 下水道の災害現場の写真撮影、記録等に関する事。</li> <li>5 浄化センター、ポンプ場、<u>管渠等</u>のパトロールに関する事。</li> </ol>
			<p>教育部 指揮本部</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校施設の応急対策並びに被害及び損害額の調査に関する事。</li> <li>2 学校プール及びろ水機の管理並びに災害時の飲料水<u>及び生活用水</u>の活用に関する事。</li> <li>3 指定避難所に従事する職員の招集の補助及び配備状況の把握に関する事。</li> <li>4 指定避難所の応援に関する事。</li> <li>5 文教関係義援金及び救援物資の受理及び配分に関する事。</li> <li>6 災害による応急教育活動並びに災害を受けた児童及び生徒に係る学用品給与対策に関する事。</li> <li>7 教職員の動員に関する事。</li> <li>8 非常炊き出しの応援に関する事。</li> <li>9 要配慮者のうち児童生徒等の救援・保護に関する事。</li> </ol>	<p>教育部 指揮本部</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校施設の応急対策並びに被害及び損害額の調査に関する事。</li> <li>2 学校プール及びろ水機の管理並びに災害時の飲料水の活用に関する事。</li> <li>3 指定避難所に従事する職員の招集の補助及び配備状況の把握に関する事。</li> <li>4 指定避難所の応援に関する事。</li> <li>5 文教関係義援金及び救援物資の受理及び配分に関する事。</li> <li>6 災害による応急教育活動並びに災害を受けた児童及び生徒に係る学用品給与対策に関する事。</li> <li>7 教職員の動員に関する事。</li> <li>8 非常炊き出しの応援に関する事。</li> <li>9 要配慮者のうち児童生徒等の救援・保護に関する事。</li> </ol>

序論  
第2部

章	節	頁	修正案				現行（最終修正：令和6年1月29日）			
			表 2-3 配備体制		配備体制	配備区分	表 2-3 配備体制		配備体制	配備区分
配備時期		地震津波対策	風水害・都市災害等対策	配備時期			地震津波対策	風水害・都市災害等対策		
1	7			40	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>地震津波対策</span> <span>風水害・都市災害等対策</span> </div>				情報収集及び警戒配備以上の体制に移行するための連絡に必要な最小限の人員を配備する体制	連絡配備
		1. 市内で震度4の地震を観測したとき 2. 相模湾・三浦半島（気象庁が定める津波予報区のうち本市沿岸を含む予報区のことをいう。以下同じ。）に津波注意報が発表されたとき	気象注意報又は警報が発表されるなど、災害の発生が予想されるも、事態の発生までに時間的余裕があるとき				情報収集、連絡及び危険箇所のパトロール等、災害に対する警戒体制をとるとともに、状況によっては、1号配備に移行できる体制	警戒配備		
		市域に地震による小規模な被害が発生したとき	気象注意報又は警報が発表されるなど、災害の発生が予想され、警戒を必要とするとき		小規模災害が発生した場合に、対処しうる人員を配備する体制	1号配備	市域に地震による小規模な被害が発生したとき	気象注意報又は警報が発表されるなど、災害の発生が予想され、警戒を必要とするとき	小規模災害が発生した場合に、対処しうる人員を配備する体制	1号配備

序論  
第2部

章	節	頁	修正案				現行（最終修正：令和6年1月29日）			
			1. 市内で震度5弱の地震を観測したとき 2. 市域に地震による被害が発生したとき 3. 相模湾・三浦半島に津波警報が発表されたとき 4. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき	局地的な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき	災害発生とともに、直ちに応急活動が開始できる体制（動員命令を待つことなく、あらかじめ指定された場所へ速やかに参集するものとする。なお、相模湾・三浦半島に津波警報が発表されている場合は、津波災害警戒区域にある施設に参集してはならない。）	2号配備	1. 市内で震度5弱の地震を観測したとき 2. 市域に地震による被害が発生したとき 3. 相模湾・三浦半島に津波警報が発表されたとき 4. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき	局地的な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき	災害発生とともに、直ちに応急活動が開始できる体制（動員命令を待つことなく、あらかじめ指定された場所へ速やかに参集するものとする。なお、相模湾・三浦半島に津波警報が発表されている場合は、津波災害警戒区域にある施設に参集してはならない。）	2号配備
			1. 市内で震度5強以上の地震を観測したとき 2. 市域に地震による大規模な被害が発生したとき 3. 相模湾・三浦半島に大津波警報が発表されたとき	1. 特別警報が発表されるなど、重大な危険が差し迫ったとき 2. 市の全域に災害が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は局地的であっても、被害が特に甚大と予想されるとき	動員可能な全職員をもってあたるもので、完全な非常体制とする。（動員命令を待つことなく、あらかじめ指定された場所へ速やかに参集するものとする。なお、相模湾・三浦半島に大津波警報が発表されている場合は、津波災害警戒区域にある施設に参集してはならない。）	3号配備	1. 市内で震度5強以上の地震を観測したとき 2. 市域に地震による大規模な被害が発生したとき 3. 相模湾・三浦半島に大津波警報が発表されたとき	1. 特別警報が発表されるなど、重大な危険が差し迫ったとき 2. 市の全域に災害が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は局地的であっても、被害が特に甚大と予想されるとき	動員可能な全職員をもってあたるもので、完全な非常体制とする。（動員命令を待つことなく、あらかじめ指定された場所へ速やかに参集するものとする。なお、相模湾・三浦半島に大津波警報が発表されている場合は、津波災害警戒区域にある施設に参集してはならない。）	3号配備



序論  
第2部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和6年1月29日）
2	1	44	<p>1 情報収集手段の確保・強化 （1）情報収集システムの確保・強化 市は、災害に関する情報を<u>国・県、各種防災関係機関及び防災システム、メディア</u>、インターネット等から収集する。</p> <p>災害専用の情報収集手段として、衛星電話を市役所本庁舎に、MCA 無線を防災センターのほか、地区防災拠点本部、指定避難所、防災関係機関等に設置・整備する。</p> <p>また、NTT 鉄塔、江の島展望灯台、日本大学の高所カメラにより、可能な範囲の監視体制を整備する。</p>	<p>1 情報収集手段の確保・強化 （1）情報収集システムの確保・強化 市は、災害に関する情報を<u>県災害情報管理システム、県防災行政通信網、NHK 横浜放送局、NTT 東日本、県警察、高所カメラ、気象情報システム、ラジオ、テレビ、インターネット等</u>から収集する。</p> <p>災害専用の情報収集手段として、衛星電話を市役所本庁舎に、MCA 無線を防災センターのほか、地区防災拠点本部、指定避難所、防災関係機関等に設置・整備する。</p> <p>また、<u>災害時における地域の被害状況を把握する手段としてテレビ会議システムを各地区防災拠点本部及び健康医療部(保健所)指揮本部、市民病院指揮本部に設置し、NTT 鉄塔、江の島展望灯台、日本大学の高所カメラにより、可能な範囲の監視体制を整備する。</u></p>
<u>2</u>	2	45	<p>第2節 情報提供ツールの整備・強化 ＜略＞</p> <p>また、正確迅速な災害情報を提供するために平常時から情報提供ツールを利用することは大きなメリットとなることから、防災情報をプッシュ通知するスマートフォンアプリに加え、防災行政無線の自動音声合成による迅速かつ的確な情報配信体制の整備を進めるとともに、情報配信一元化に取り組み、多様化する情報提供ツールの速やかな情報配信に努める。<u>さらに、災害時に通信回線がアクセス集中や停電、物理的損壊等により機能しない場合に備え、新たな衛星通信ネットワークの整備等、情報通信環境の多重化を図っていく。</u></p>	<p>第2節 情報提供ツールの整備・強化 ＜略＞</p> <p>また、正確迅速な災害情報を提供するために平常時から情報提供ツールを利用することは大きなメリットとなることから、防災情報をプッシュ通知するスマートフォンアプリに加え、防災行政無線の自動音声合成による迅速かつ的確な情報配信体制の整備を進めるとともに、情報配信一元化に取り組み、多様化する情報提供ツールの速やかな情報配信に努める。</p>
2	2	45	<p><u>また</u>、既存のハザードマップを最新の情報に更新し、災害種別に応じたハザードマップを充実させ、市民等への適切な情報提供を図っていく。</p> <p><u>このほか</u>、市では、災害時における通信<u>アクセス集中</u>時の<u>市民</u>の通信手段の確保として、Wi-Fi（公衆無線 LAN）を整備している。</p>	<p>このほか、既存のハザードマップを最新の情報に更新するとともに、これまで未作成だった高潮ハザードマップや内水氾濫ハザードマップなど、災害種別に応じたハザードマップを充実させ、市民等への適切な情報提供を図っていく。</p> <p>市では、災害時における通信輻輳時の通信手段の確保として、Wi-Fi（公衆無線 LAN）を整備している。</p>
2	2	46	<p>1 情報提供ツールの整備</p>	<p>1 情報提供ツールの整備</p>

序論  
第2部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和6年1月29日）
			<p>(1) ふじさわ防災ナビ &lt;略&gt; (2) 各種災害ハザードマップ等による情報提供 ア 土砂災害・洪水ハザードマップ <u>イ 高潮ハザードマップ</u> <u>ウ 内水氾濫ハザードマップ</u> エ 津波ハザードマップ オ 揺れやすさマップ・液状化危険度マップ カ 地域危険度マップ</p>	<p>(1) ふじさわ防災ナビ &lt;略&gt; (2) 各種災害ハザードマップ等による情報提供 ア 土砂災害・洪水ハザードマップ  イ 津波ハザードマップ ウ 揺れやすさマップ・液状化危険度マップ エ 地域危険度マップ</p>
2	3	47	<p>第3節 情報の共有 災害対策本部、地区防災拠点本部及び防災関係機関が情報を迅速に収集・伝達するとともに、災害情報を共有できる災害情報ネットワークの構築に努める。 1 藤沢市各指揮本部・防災関係機関等との情報共有 (1) 藤沢市各指揮本部との情報共有 災害対策本部会議において、各指揮本部で把握した情報は簡潔にまとめ報告を行うことで、各指揮本部での共有を図る。本部事務局は、その報告内容が共有できるよう報告書を作成し、文書での共有を図る。 本部会議に指揮本部長や指揮本部連絡員が参加できない場合は <u>WEB</u> 会議システムを活用するほか、<u>WEB</u> 会議システムが使用できない場合は MCA 無線等を活用し、情報を収集・集約した上で災害対策本部会議を開催し、その情報共有を図る。</p>	<p>第3節 情報の共有 災害対策本部、地区防災拠点本部及び防災関係機関が情報を迅速に収集・伝達するとともに、災害情報を共有できる災害情報ネットワークの構築に努める。 1 藤沢市各指揮本部・防災関係機関等との情報共有 (1) 藤沢市各指揮本部との情報共有 災害対策本部会議において、各指揮本部で把握した情報は簡潔にまとめ報告を行うことで、各指揮本部での共有を図る。本部事務局は、その報告内容が共有できるよう報告書を作成し、文書での共有を図る。 本部会議に指揮本部長や指揮本部連絡員が参加できない場合は <u>テレビ会議</u> システムを活用するほか、<u>テレビ会議</u> システムが使用できない場合は MCA 無線等を活用し、情報を収集・集約した上で災害対策本部会議を開催し、その情報共有を図る。</p>
<u>4</u>	1	51	<p>第1節 医療救護活動体制の確立 災害時に医療救護を必要とする負傷者（想定）に対して、緊急性に即応した具体的な対応を実現するには、情報の収集、分析、医療救護活動を実践するための体制の整備等が大変重要となる。そのため、<u>医療救護対策本部の円滑な運営に向け、同本部と災害対策本部事務局が平時から情報交換や訓練等に努めるとともに、市と医師会、薬剤師会及び歯科医師会との連携を強化することが必要であり、医療救護活動を統括する本部機能の位置づけ及び実行可能な医療救護体制を確立する。</u></p>	<p>第1節 医療救護活動体制の確立 災害時に医療救護を必要とする負傷者（想定）に対して、緊急性に即応した具体的な対応を実現するには、情報の収集、分析、医療救護活動を実践するための体制の整備等が大変重要となる。そのため、市と医師会との連携を強化することが必要であり、医療救護活動を統括する本部機能の位置づけ及び実行可能な医療救護体制を確立する。</p>

序論  
第2部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和6年1月29日）
4	1	51	<p>1 医療救護対策本部の設置</p> <p>市は医師会、薬剤師会及び歯科医師会と連携し、一体化による情報収集、処理及び判断機能の強化及び応急救護所、地域の医療機関、地域救護病院等への支援、調整を行うため、医療救護対策本部を設置し、医療救護活動の総合調整機能の確立を図る。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>1 医療救護対策本部の設置</p> <p>市は医師会、薬剤師会等と連携し、一体化による情報収集、処理及び判断機能の強化及び応急救護所、地域の医療機関、地域救護病院等への支援、調整を行うため、医療救護対策本部を設置し、医療救護活動の総合調整機能の確立を図る。</p> <p>&lt;略&gt;</p>
4	2	53	<p>1 藤沢市</p> <p>市は、医療救護活動に関し、次のことを担当する。</p> <p>ア 医師会、<u>薬剤師会及び歯科医師会</u>の協力を得て、医療救護活動を実施する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>1 藤沢市</p> <p>市は、医療救護活動に関し、次のことを担当する。</p> <p>ア 医師会の協力を得て、医療救護活動を実施する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>
4	2	54	<p>4 薬剤師会</p> <p>ア 市内の薬局における医薬品等の確保と活用にあたる。</p> <p>イ 薬剤師会会員は、指定された応急救護所に集結し、県等から搬送された医薬品等の分類及び医療施設への配分を行う。</p> <p>ウ 応急救護所、地域救護病院付近の薬局等で医薬品等の提供を行う。</p> <p>エ <u>災害薬事コーディネーター</u>や医療関係者との連携を図る。</p>	<p>4 薬剤師会</p> <p>ア 市内の薬局における医薬品等の確保と活用にあたる。</p> <p>イ 薬剤師会会員は、指定された応急救護所に集結し、県等から搬送された医薬品等の分類及び医療施設への配分を行う。</p> <p>ウ 応急救護所、地域救護病院付近の薬局等で医薬品等の提供を行う。</p> <p>エ 医療関係者との連携を図る。</p>
6	1	60	<p>(1) 市民等への防災知識の普及</p> <p>大規模な災害が発生したときに的確な判断に基づき行動ができるよう、自主防災組織のリーダーの災害対応能力の向上や、VR機能（仮想現実）と<u>揺れを連動させた最新技術により、リアルな体験ができる地震体験車を導入したことで、市民等へ、震度体験等により</u>、地震時の適切な行動を体得する機会を提供するなど、自治会・町内会を通して防災応急対策についての知識の普及を図る。また、生涯学習活動の場における啓発にも努める。</p>	<p>(1) 市民等への防災知識の普及</p> <p>大規模な災害が発生したときに的確な判断に基づき行動ができるよう、自主防災組織のリーダーの災害対応能力の向上や、<u>市民等へ、最新のVR（仮想現実）などデジタル技術による体験ができる起震車による震度体験等を通して</u>、地震時の適切な行動を体得する機会を提供するなど、自治会・町内会を通して防災応急対策についての知識の普及を図る。また、生涯学習活動の場における啓発にも努める。</p>

序論  
第2部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和6年1月29日）
6	1	60	<p>市は、ホームページ等を通じて、防災に関する情報の普及啓発を図るとともに、チラシ、小冊子「ふじさわ防災ナビ～いま、わたしたちにできること。～」、ふじさわ防災ナビを利用したリーフレットやデジタルコンテンツ等のほか、津波、土砂災害・洪水、高潮、内水氾濫等の各種ハザードマップの配布などを<u>通じて</u>、市民一人ひとりや家庭ごとの防災知識の向上を図る。</p>	<p>市は、ホームページ等を通じて、防災に関する情報の普及啓発を図るとともに、チラシ、小冊子「ふじさわ防災ナビ～いま、わたしたちにできること。～」、ふじさわ防災ナビを利用したリーフレットやデジタルコンテンツ等、津波ハザードマップ、土砂災害・洪水ハザードマップの配布などにより、市民一人ひとりや家庭ごとの防災知識の向上を図る。また、令和3年度に指定された土砂災害特別警戒区域について、ハザードマップやチラシを活用して周知していく。</p>
6	1	60	<p>令和6年4月1日現在、神奈川県によって指定されている土砂災害警戒区域189区域（うち土砂災害特別警戒区域177区域）の地域住民に対して、土砂災害警戒区域の位置、情報の入手方法、避難方法等に関し、ハザードマップやホームページ等を活用し周知を進める。</p>	<p>令和4年9月28日現在、神奈川県によって指定されている土砂災害警戒区域189区域（うち土砂災害特別警戒区域179区域）の地域住民に対して、土砂災害警戒区域の位置、情報の入手方法、避難方法等に関し、ハザードマップやチラシ等を活用し周知を進める。</p>
6	1	61	<p>（2）津波防災に関する普及啓発</p> <p>市は、住民が津波による人的被害を軽減する方策は、津波災害警戒区域から区域外への避難や高所への避難が基本となることを踏まえて、令和3年3月に指定された津波災害警戒区域に基づく津波ハザードマップの配布や津波浸水想定CGの活用、電柱・カーブミラー等への標高・基準水位等の表示及び津波避難に関する看板等の設置を進め、津波警報や避難情報、徒歩避難の原則等、防災に関する様々な動向や情報等について、わかりやすく継続的に住民に周知し、津波防災に関する知識の啓発を行う。</p>	<p>（2）津波防災に関する普及啓発</p> <p>市は、住民が津波による人的被害を軽減する方策は、津波災害警戒区域から区域外への避難や高所への避難が基本となることを踏まえて、令和3年3月に指定された津波災害警戒区域に基づく津波ハザードマップの配布や津波浸水想定CGの活用、電柱・カーブミラーへの海拔・標高表示及び津波避難に関する看板等の設置を進め、津波警報や避難情報、徒歩避難の原則等、防災に関する様々な動向や情報等について、わかりやすく継続的に住民に周知し、津波防災に関する知識の啓発を行う。</p>
6	1	62	<p>（10）防災知識の普及における要配慮者への配慮</p> <p>防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障がい者、外国に<u>つながり</u>のある人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮し、地域において、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点、ジェンダー平等に十分配慮するよう努めるものとする。</p>	<p>（10）防災知識の普及における要配慮者への配慮</p> <p>防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮し、地域において、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点、ジェンダー平等に十分配慮するよう努めるものとする。</p>

序論  
第2部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和6年1月29日）
6	2	63	<p>（1）市立学校における防災教育の推進</p> <p>教育委員会は、地震対策の手引書（「地震－そのとき学校は－（2019年改訂版）」藤沢市教育委員会）に基づき、市立学校長に対し、児童生徒の退避・保護等、災害発生後の災害応急対策等について、防災教育を実施するとともに、保護者への周知を図るよう指導する。</p> <p>また、教職員の研修を充実し、防災教育に関する指導力や災害対応能力等の向上を図る。</p> <p>市は、<u>若年層を対象に防災啓発を図る小冊子「ふじさわ防災ナビJr.」を市内の中学生へ提供するとともに、効果的な活用に向けて、学校関係者との意見交換を進める</u>など、防災に関する学習機会創出を推進する取組を行う。</p>	<p>（1）市立学校における防災教育の推進</p> <p>教育委員会は、地震対策の手引書（「地震－そのとき学校は－（2019年改訂版）」藤沢市教育委員会）に基づき、市立学校長に対し、児童生徒の退避・保護等、災害発生後の災害応急対策等について、防災教育を実施するとともに、保護者への周知を図るよう指導する。</p> <p>また、教職員の研修を充実し、防災教育に関する指導力や災害対応能力等の向上を図る。</p> <p>市は、<u>防災意識の若年層への浸透を図るため、地域のジュニア防災リーダーを担う中学生に向けた啓発冊子を提供するなど、防災に関する学習機会創出を推進する取組を行う。</u></p>
7	2	66	<p>1 市民が主体の防災訓練</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>なお、訓練の実施にあたっては、高齢者、障がい者、<u>外国につながるのある</u>人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮し、地域において、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点、ジェンダー平等に十分配慮するよう努めるものとする。</p>	<p>1 市民が主体の防災訓練</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>なお、訓練の実施にあたっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮し、地域において、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点、ジェンダー平等に十分配慮するよう努めるものとする。</p>
7	2	67	<p>（2）津波対策訓練</p> <p>地震発生時に津波が想定されることから、津波警報等の早期伝達、早期避難体制の確立を目的とした訓練を、市民との協働のもと、沿岸地域を中心に実施する。</p>	<p>（2）津波対策避難訓練</p> <p>地震発生時に津波が想定されることから、津波警報等の早期伝達、早期避難体制の確立を目的とした訓練を、市民との協働のもと、沿岸地域を中心に実施する。</p>

各論 I  
第 1 部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和 6 年 1 月 29 日）																								
2	1	77	<p>表 1-1 想定地震の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">大正型関東地震</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震源域</td> <td>相模トラフ</td> </tr> <tr> <td>規模</td> <td>M8.2</td> </tr> <tr> <td>本市における震度</td> <td>6 弱～7</td> </tr> <tr> <td>過去の活動状況</td> <td>相模トラフを震源域とするモーメントマグニチュード 8.2 の地震である。1923 年の大正関東地震を再現した地震である。1703 年元禄地震も過去の地震として知られている。</td> </tr> <tr> <td>地震発生の可能性</td> <td>地震調査研究推進本部による長期評価では 30 年以内に発生する確率は、ほぼ 0～6%である。今後 100 年先頃には、地震発生の可能性が高くなっていると考えられる。</td> </tr> </tbody> </table> <p>（首都直下地震モデル検討会が平成 25 年度 12 月に発表した「首都直下の M7 クラスの地震及び相模トラフ沿いの M8 クラスの地震等の震源断層モデルと地震分布・津波高等に関する報告書」及び地震調査研究推進本部が令和 6 年 1 月に公表した「長期評価による地震発生確率値の更新について」より）</p>	大正型関東地震		震源域	相模トラフ	規模	M8.2	本市における震度	6 弱～7	過去の活動状況	相模トラフを震源域とするモーメントマグニチュード 8.2 の地震である。1923 年の大正関東地震を再現した地震である。1703 年元禄地震も過去の地震として知られている。	地震発生の可能性	地震調査研究推進本部による長期評価では 30 年以内に発生する確率は、ほぼ 0～6%である。今後 100 年先頃には、地震発生の可能性が高くなっていると考えられる。	<p>表 1-2 想定地震の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">大正型関東地震</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震源域</td> <td>相模トラフ</td> </tr> <tr> <td>規模</td> <td>M8.2</td> </tr> <tr> <td>本市における震度</td> <td>6 弱～7</td> </tr> <tr> <td>過去の活動状況</td> <td>相模トラフを震源域とするモーメントマグニチュード 8.2 の地震である。1923 年の大正関東地震を再現した地震である。1703 年元禄地震も過去の地震として知られている。</td> </tr> <tr> <td>地震発生の可能性</td> <td>地震調査研究推進本部による長期評価では 30 年以内に発生する確率は、ほぼ 0～6%である。今後 100 年先頃には、地震発生の可能性が高くなっていると考えられる。</td> </tr> </tbody> </table> <p>（首都直下地震モデル検討会が平成 25 年度 12 月に発表した「首都直下の M7 クラスの地震及び相模トラフ沿いの M8 クラスの地震等の震源断層モデルと地震分布・津波高等に関する報告書」及び地震調査研究推進本部が令和 5 年 1 月 13 日に公表した「長期評価による地震発生確率値の更新について」より）</p>	大正型関東地震		震源域	相模トラフ	規模	M8.2	本市における震度	6 弱～7	過去の活動状況	相模トラフを震源域とするモーメントマグニチュード 8.2 の地震である。1923 年の大正関東地震を再現した地震である。1703 年元禄地震も過去の地震として知られている。	地震発生の可能性	地震調査研究推進本部による長期評価では 30 年以内に発生する確率は、ほぼ 0～6%である。今後 100 年先頃には、地震発生の可能性が高くなっていると考えられる。
大正型関東地震																												
震源域	相模トラフ																											
規模	M8.2																											
本市における震度	6 弱～7																											
過去の活動状況	相模トラフを震源域とするモーメントマグニチュード 8.2 の地震である。1923 年の大正関東地震を再現した地震である。1703 年元禄地震も過去の地震として知られている。																											
地震発生の可能性	地震調査研究推進本部による長期評価では 30 年以内に発生する確率は、ほぼ 0～6%である。今後 100 年先頃には、地震発生の可能性が高くなっていると考えられる。																											
大正型関東地震																												
震源域	相模トラフ																											
規模	M8.2																											
本市における震度	6 弱～7																											
過去の活動状況	相模トラフを震源域とするモーメントマグニチュード 8.2 の地震である。1923 年の大正関東地震を再現した地震である。1703 年元禄地震も過去の地震として知られている。																											
地震発生の可能性	地震調査研究推進本部による長期評価では 30 年以内に発生する確率は、ほぼ 0～6%である。今後 100 年先頃には、地震発生の可能性が高くなっていると考えられる。																											

各論 I  
第 1 部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和 6 年 1 月 29 日）
2	2	79	<p>&lt;略&gt;</p> <p>藤沢市では、この「津波浸水想定」をもとに本市沿岸における最大クラスの津波となる「相模トラフ沿いの海溝型地震（西側モデル）」を津波避難体制を整備するにあたっての最大クラスの津波と想定する。</p> <p>なお、想定地震の発生確率については、県の地域防災計画に則り、「相模トラフ沿いの最大クラスの地震」を参考とし、文部科学省が設置した「地震調査研究推進本部」が令和 6 年 1 月に公表した「長期評価による地震発生確率値の更新について」の評価結果を用いている。</p>	<p>&lt;略&gt;</p> <p>藤沢市では、この「津波浸水想定」をもとに本市沿岸における最大クラスの津波となる「相模トラフ沿いの海溝型地震（西側モデル）」を津波避難体制を整備するにあたっての最大クラスの津波と想定する。</p> <p>なお、想定地震の発生確率については、県の地域防災計画に則り、「相模トラフ沿いの最大クラスの地震」を参考とし、文部科学省が設置した「地震調査研究推進本部」が令和 5 年 1 月に公表した「長期評価による地震発生確率値の更新について」の評価結果を用いている。</p>
2	3	80	<p>2 崖崩れ被害</p> <p>本市は、平坦部と丘陵地からなる都市で、台地及び丘陵地は市域の約 60% を占め、丘陵末端部は、すべて崖状を呈している。また、最近の宅地造成により、人工的な崖も年々増加しているのが現状である。</p> <p>これらの崖の中で、<u>傾斜度が 30 度以上かつ、高さが 5 メートル以上で崩壊により危害が生ずるおそれのある人家が 5 戸以上ある、または 5 戸未満であつても官公署、学校、病院、旅館等に危害が生ずるおそれがある急傾斜地崩壊危険区域</u>（「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（以下、「急傾斜地法」という。）に基づく）は 19 区域が指定されている。また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域 189 区域（うち土砂災害特別警戒区域 177 区域）の指定がされている。</p>	<p>2 崖崩れ被害</p> <p>本市は、平坦部と丘陵地からなる都市で、台地及び丘陵地は市域の約 60% を占め、丘陵末端部は、すべて崖状を呈している。また、最近の宅地造成により、人工的な崖も年々増加しているのが現状である。</p> <p>これらの崖の中で、<u>土質、形状、湧水等の調査から、急傾斜地崩壊危険箇所が 98 箇所存在する。</u></p> <p>そのうち、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（以下、「急傾斜地法」という。）に基づく急傾斜地崩壊危険区域は 18 区域が指定されている。また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域 189 区域（うち土砂災害特別警戒区域 179 区域）の指定がされている。</p>



章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和 6 年 1 月 29 日）																																																																												
1	1	89	<p>表 2-1 都市計画の概要</p> <table border="1"> <tr> <td>①行政区画</td> <td>6,956 ha</td> </tr> <tr> <td>②都市計画 区域</td> <td>6,956 ha</td> </tr> <tr> <td>③市街化区 域</td> <td>4,799 ha</td> </tr> <tr> <td>④市街化調 整区域</td> <td>2,157 ha</td> </tr> <tr> <td colspan="2">⑤地域地区</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ア 用途地域</td> </tr> <tr> <td>    (ア)第 1 種低層住居専用地域</td> <td>約 2,227 ha</td> </tr> <tr> <td>    (イ)第 2 種低層住居専用地域</td> <td>約 33 ha</td> </tr> <tr> <td>    (ウ)第 1 種中高層住居専用地域</td> <td>約 297 ha</td> </tr> <tr> <td>    (エ)第 2 種中高層住居専用地域</td> <td>約 83 ha</td> </tr> <tr> <td>    (オ)第 1 種住居地域</td> <td>約 719 ha</td> </tr> <tr> <td>    (カ)第 2 種住居地域</td> <td>約 196 ha</td> </tr> <tr> <td>    (キ)準住居地域</td> <td>約 130 ha</td> </tr> <tr> <td>    (ク)近隣商業地域</td> <td>約 158 ha</td> </tr> <tr> <td>    (ケ)商業地域</td> <td>約 171 ha</td> </tr> <tr> <td>    (コ)準工業地域</td> <td>約 293 ha</td> </tr> <tr> <td>    (サ)工業地域</td> <td>約 124 ha</td> </tr> <tr> <td>    (シ)工業専用地域</td> <td>約 368 ha</td> </tr> <tr> <td>イ 防火地域</td> <td>約 30 ha</td> </tr> </table>	①行政区画	6,956 ha	②都市計画 区域	6,956 ha	③市街化区 域	4,799 ha	④市街化調 整区域	2,157 ha	⑤地域地区		ア 用途地域		(ア)第 1 種低層住居専用地域	約 2,227 ha	(イ)第 2 種低層住居専用地域	約 33 ha	(ウ)第 1 種中高層住居専用地域	約 297 ha	(エ)第 2 種中高層住居専用地域	約 83 ha	(オ)第 1 種住居地域	約 719 ha	(カ)第 2 種住居地域	約 196 ha	(キ)準住居地域	約 130 ha	(ク)近隣商業地域	約 158 ha	(ケ)商業地域	約 171 ha	(コ)準工業地域	約 293 ha	(サ)工業地域	約 124 ha	(シ)工業専用地域	約 368 ha	イ 防火地域	約 30 ha	<p>表 2-1 都市計画の概要</p> <table border="1"> <tr> <td>①行政区画</td> <td>6,956 ha</td> </tr> <tr> <td>②都市計画 区域</td> <td>6,956 ha</td> </tr> <tr> <td>③市街化区 域</td> <td>4,754 ha</td> </tr> <tr> <td>④市街化調 整区域</td> <td>2,202 ha</td> </tr> <tr> <td colspan="2">⑤地域地区</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ア 用途地域</td> </tr> <tr> <td>    (ア)第 1 種低層住居専用地域</td> <td>約 2,196 ha</td> </tr> <tr> <td>    (イ)第 2 種低層住居専用地域</td> <td>約 33 ha</td> </tr> <tr> <td>    (ウ)第 1 種中高層住居専用地域</td> <td>約 297 ha</td> </tr> <tr> <td>    (エ)第 2 種中高層住居専用地域</td> <td>約 83 ha</td> </tr> <tr> <td>    (オ)第 1 種住居地域</td> <td>約 719 ha</td> </tr> <tr> <td>    (カ)第 2 種住居地域</td> <td>約 196 ha</td> </tr> <tr> <td>    (キ)準住居地域</td> <td>約 130 ha</td> </tr> <tr> <td>    (ク)近隣商業地域</td> <td>約 158 ha</td> </tr> <tr> <td>    (ケ)商業地域</td> <td>約 171 ha</td> </tr> <tr> <td>    (コ)準工業地域</td> <td>約 293 ha</td> </tr> <tr> <td>    (サ)工業地域</td> <td>約 115 ha</td> </tr> <tr> <td>    (シ)工業専用地域</td> <td>約 363 ha</td> </tr> <tr> <td>イ 防火地域</td> <td>約 30 ha</td> </tr> </table>	①行政区画	6,956 ha	②都市計画 区域	6,956 ha	③市街化区 域	4,754 ha	④市街化調 整区域	2,202 ha	⑤地域地区		ア 用途地域		(ア)第 1 種低層住居専用地域	約 2,196 ha	(イ)第 2 種低層住居専用地域	約 33 ha	(ウ)第 1 種中高層住居専用地域	約 297 ha	(エ)第 2 種中高層住居専用地域	約 83 ha	(オ)第 1 種住居地域	約 719 ha	(カ)第 2 種住居地域	約 196 ha	(キ)準住居地域	約 130 ha	(ク)近隣商業地域	約 158 ha	(ケ)商業地域	約 171 ha	(コ)準工業地域	約 293 ha	(サ)工業地域	約 115 ha	(シ)工業専用地域	約 363 ha	イ 防火地域	約 30 ha
①行政区画	6,956 ha																																																																															
②都市計画 区域	6,956 ha																																																																															
③市街化区 域	4,799 ha																																																																															
④市街化調 整区域	2,157 ha																																																																															
⑤地域地区																																																																																
ア 用途地域																																																																																
(ア)第 1 種低層住居専用地域	約 2,227 ha																																																																															
(イ)第 2 種低層住居専用地域	約 33 ha																																																																															
(ウ)第 1 種中高層住居専用地域	約 297 ha																																																																															
(エ)第 2 種中高層住居専用地域	約 83 ha																																																																															
(オ)第 1 種住居地域	約 719 ha																																																																															
(カ)第 2 種住居地域	約 196 ha																																																																															
(キ)準住居地域	約 130 ha																																																																															
(ク)近隣商業地域	約 158 ha																																																																															
(ケ)商業地域	約 171 ha																																																																															
(コ)準工業地域	約 293 ha																																																																															
(サ)工業地域	約 124 ha																																																																															
(シ)工業専用地域	約 368 ha																																																																															
イ 防火地域	約 30 ha																																																																															
①行政区画	6,956 ha																																																																															
②都市計画 区域	6,956 ha																																																																															
③市街化区 域	4,754 ha																																																																															
④市街化調 整区域	2,202 ha																																																																															
⑤地域地区																																																																																
ア 用途地域																																																																																
(ア)第 1 種低層住居専用地域	約 2,196 ha																																																																															
(イ)第 2 種低層住居専用地域	約 33 ha																																																																															
(ウ)第 1 種中高層住居専用地域	約 297 ha																																																																															
(エ)第 2 種中高層住居専用地域	約 83 ha																																																																															
(オ)第 1 種住居地域	約 719 ha																																																																															
(カ)第 2 種住居地域	約 196 ha																																																																															
(キ)準住居地域	約 130 ha																																																																															
(ク)近隣商業地域	約 158 ha																																																																															
(ケ)商業地域	約 171 ha																																																																															
(コ)準工業地域	約 293 ha																																																																															
(サ)工業地域	約 115 ha																																																																															
(シ)工業専用地域	約 363 ha																																																																															
イ 防火地域	約 30 ha																																																																															



各論 I  
第 2 部

章	節	頁	修正案			現行（最終修正：令和 6 年 1 月 29 日）		
						ウ 準防火地域		約 1,723 ha
			エ 高度利用地区		約 <u>2.5</u> ha	エ 高度利用地区		約 <u>2</u> ha
			オ 景観地区	2 地区	約 63 ha	オ 景観地区	2 地区	約 63 ha
			カ 風致地区	5 地区	約 584 ha	カ 風致地区	5 地区	約 584 ha
			⑥都市計画 道路	76 路線	約 162.50 km	⑥都市計画 道路	76 路線	約 162.50 km
			⑦都市計画 公園	192 箇所	約 219.67 ha	⑦都市計画 公園	192 箇所	約 219.67 ha
			⑧都市計画 緑地	5 箇所	約 81.00 ha	⑧都市計画 緑地	5 箇所	約 81.00 ha
			（令和 <u>6</u> 年 4 月 1 日現在）			（令和 <u>5</u> 年 4 月 1 日現在）		
1	2	94	<p>2 公園・緑地の整備</p> <p><b>【現状】</b></p> <p>本市では、震災時の避難場所や防災活動拠点、復旧・復興拠点として、また、延焼遮断空間としても重要な空間である公園や緑地の確保を進めてきている。</p> <p>公園については、令和 <u>6</u> 年 4 月 1 日現在、本市の管理による公園 <u>317</u> 箇所（<u>195.56</u>ha）を開設している。また、合わせて市内には、神奈川県が管理する県立公園が 3 箇所（44.6ha）開設されている。</p> <p>本市が管理する緑地については、11 箇所（<u>13.79</u>ha）を開設している。</p>			<p>2 公園・緑地の整備</p> <p><b>【現状】</b></p> <p>本市では、震災時の避難場所や防災活動拠点、復旧・復興拠点として、また、延焼遮断空間としても重要な空間である公園や緑地の確保を進めてきている。</p> <p>公園については、令和 <u>5</u> 年 4 月 1 日現在、本市の管理による公園 <u>316</u> 箇所（<u>192.16</u>ha）を開設している。また、合わせて市内には、神奈川県が管理する県立公園が 3 箇所（44.6ha）開設されている。</p> <p>本市が管理する緑地については、11 箇所（<u>13.75</u>ha）を開設している。</p>		

各論 I  
第 2 部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和 6 年 1 月 29 日）
			<p>上記公園 <u>317</u> 箇所のうち 12 公園を指定緊急避難場所（大規模火災）に指定しており、指定緊急避難場所（大規模火災）の 1 つである八部公園は、災害派遣部隊（自衛隊）宿営施設の受入場所としても指定している。</p>	<p>上記公園 <u>316</u> 箇所のうち 12 公園を指定緊急避難場所（大規模火災）に指定しており、指定緊急避難場所（大規模火災）の 1 つである八部公園は、災害派遣部隊（自衛隊）宿営施設の受入場所としても指定している。</p>
1	3	98	<p><b>【現状】</b> &lt;略&gt;</p> <p>処理人口普及率（行政人口に対する処理可能な人口の比率）は令和 <u>6</u> 年 <u>4 月 1 日現在</u>、<u>96.1%</u> である。</p> <p>管路の整備延長は、汚水管は令和 <u>6</u> 年 <u>4 月 1 日現在</u>、<u>1,187.7</u>km、雨水管は同じく <u>438.4</u>km である。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>下水道施設の耐震化については、2 つの浄化センター内の重要施設や 15 のポンプ場の耐震診断調査を平成 18 年度から実施してきている。<u>管路</u>については、平成 10 年度から耐震化に配慮した管渠工事を実施している。</p> <p>下水道施設については、地震時に倒壊しないだけでなく、最低限の下水処理機能が確保されていることが重要であるため、耐震化の考え方も随時改められている。最新の耐震化基準による現在の下水処理施設の状況は、相当数の施設の耐震化を図る必要がある。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>【課題】</b></p>	<p><b>【現状】</b> &lt;略&gt;</p> <p>処理人口普及率（行政人口に対する処理可能な人口の比率）は令和 <u>4</u> 年度末で <u>96.0%</u> である。</p> <p>管渠の整備延長は、汚水管は令和 <u>4</u> 年度末で <u>1,184.7</u>km、雨水管は同じく <u>437.4</u>km である。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>下水道施設の耐震化については、2 つの浄化センター内の重要施設や 15 のポンプ場の耐震診断調査を平成 18 年度から実施してきている。<u>下水道管渠</u>については、平成 10 年度から耐震化に配慮した管渠工事を実施している。</p> <p>下水道施設については、地震時に倒壊しないだけでなく、最低限の下水処理機能が確保されていることが重要であるため、耐震化の考え方も随時改められている。最新の耐震化基準による、<u>現在の下水処理施設の状況は、相当数の施設の耐震化を図る必要があるといえる。</u></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>【課題】</b></p>

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和 6 年 1 月 29 日）
			<p>被災時において二次災害を防止し、下水道機能を<b>最低限</b>確保する必要がある。</p> <p>下水道施設の段階的な耐震化を図ること（防災）と、被災した場合の被害の最小化を図ること（減災）が必要である。</p> <p>管路の液状化対策を推進する必要がある。</p> <p>東日本大震災を踏まえ、耐津波対策を推進する必要がある。</p> <p><b>大規模な震災に対しては、耐震化などハード対策のほかにも、被災してからの被害や機能停止期間を最小限にする対策を平時から進める必要がある。</b></p> <p>災害の復旧<b>及び下水道機能を最低限確保する</b>ために、必要な資機材や非常用電源、燃料などを確保しておく必要がある。また、技術者の確保も重要である。</p>	<p>被災時において二次災害を防止し、<u>最低限の基本的な下水道機能を確保する必要がある。</u></p> <p>下水道施設の段階的な耐震化を図ること（防災）と、被災した場合の被害の最小化を図ること（減災）が必要である。</p> <p><u>被害情報の迅速な把握のため、管路施設や処理施設の諸データを蓄積した台帳作成と、作成した台帳のバックアップデータの保管先を確保する必要がある。</u></p> <p>管渠及びマンホール等の液状化対策を推進する必要がある。</p> <p>東日本大震災を踏まえ、耐津波対策を推進する必要がある。</p> <p><u>地震災害時には、下水道機能の復旧に相当の時間がかかることから、復旧するまでの使用制限周知や汚水対策について、事前に対策を立てておく必要がある。</u></p> <p>災害復旧や<b>最低限必要な機能維持</b>のために、必要な資機材や非常用電源、燃料などを確保しておく必要がある。また、技術者の確保も重要である。</p>
1	3	98	<p><b>【取組の方向】</b></p> <p>ふじさわ下水道ビジョンに基づく総合的な地震対策を推進する。</p> <p>市民生活に不可欠な下水道機能を最低限確保するために、必要な施設の耐震診断・耐震化を進める。</p> <p>防災拠点等の重要度が高い管路の耐震化を進める。</p>	<p><b>【取組の方向】</b></p> <p>ふじさわ下水道ビジョンに基づく総合的な地震対策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民生活に不可欠な下水道機能を最低限確保するために、必要な施設の耐震診断・耐震化を進める。</li> <li>・<u>防災拠点等の機能を確保するなど、重要度が高い管路等の耐震化を進める。</u></li> </ul>

各論 I  
第 2 部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和 6 年 1 月 29 日）
			被害の最小化と早期復旧に向けて、下水道台帳等の情報管理を推進する。	被害の最小化と早期復旧に向けて、下水道台帳等の情報管理を推進する。
1	3	99	<p><b>【主な事業】</b></p> <p>(1) 下水道の地震対策の推進</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>ウ 緊急輸送道路を縦横断する管路や主要な幹線管路のうち、液状化しやすい地区から、順番にマンホールの浮上防止対策工事を進める。</p> <p>エ 下水道管路については、管路埋戻し部の液状化対策や可とう性を有する継ぎ手の採用等による耐震化を進める。また指定避難所からの流末枝線管路の耐震化を進める。</p> <p>オ 幹線管路のネットワークや主たるポンプ場からの圧送管増補ルートに関する検討を進める。</p>	<p><b>【主な事業】</b></p> <p>(1) 下水道の地震対策の推進</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>ウ 緊急輸送道路を縦横断する管渠や主要な幹線管渠のうち、液状化しやすい地区から、順番にマンホールの浮上防止対策工事を進める。</p> <p>エ 下水道管渠については、管路埋戻し部の液状化対策や可とう性を有する継ぎ手の採用等による耐震化を進める。また指定避難所からの流末枝線管渠の耐震化等を進める。</p> <p>オ 幹線管渠のネットワークや主たるポンプ場からの圧送管増補ルートに関する検討を進める。</p>
1	5	103	<p><b>【現状】</b></p> <p>② 急傾斜地崩壊危険区域について</p> <p>急傾斜地崩壊危険区域は、<u>傾斜度が 30 度以上かつ、高さが 5 メートル以上で崩壊により危害が生ずるおそれのある人家が 5 戸以上ある、または 5 戸未満であっても官公署、学校、病院、旅館等に危害が生ずるおそれがある区域</u>の中から、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（以下「急傾斜地法」という。）に基づき、県知事が市長の意見を聴いて指定する。</p>	<p><b>【現状】</b></p> <p>② 急傾斜地崩壊危険区域について</p> <p><u>急傾斜地崩壊危険箇所は、平成 11 年から 2 年間にわたって神奈川県が実施した危険箇所調査によれば、市内では 98 箇所となっている。</u></p> <p>急傾斜地崩壊危険区域は、<u>この急傾斜地崩壊危険箇所の中から</u>、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（以下「急傾斜地法」という。）に基づき、県知事が市長の意見を聴いて指定する。</p>

各論 I  
第 2 部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和 6 年 1 月 29 日）
			<p>&lt;略&gt;</p> <p>令和 6 年 4 月 1 日現在の急傾斜地崩壊危険区域指定場所は、19 区域であり、すべて概成している。</p>	<p>&lt;略&gt;</p> <p>令和 3 年度末現在の急傾斜地崩壊危険区域指定場所は、18 区域である。うち崩壊防止工事概成区域は 16 区域である。</p>
1	5	104	<p>① 土砂災害警戒区域等について</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>令和 6 年 4 月 1 日現在、神奈川県によって土砂災害警戒区域 189 区域（うち土砂災害特別警戒区域 177 区域）が指定されている。</p> <p>④ 宅地造成工事規制区域について</p> <p>宅地造成工事規制区域は、旧宅地造成等規制法に基づき、宅地造成に伴い崖崩れや土砂の流出による災害が生じるおそれ大きい市街地等の区域を、県知事が市長の意見を聴いて指定する。</p> <p>宅地造成工事規制区域は、昭和 37 年、旧宅地造成等規制法に基づき、片瀬地区 180.4ha、村岡地区 364.6ha、善行地区 96.5ha、藤沢地区 63.3ha が指定されている。</p>	<p>③ 土砂災害警戒区域等について</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>令和 4 年 9 月 28 日現在、神奈川県によって土砂災害警戒区域 189 区域（うち土砂災害特別警戒区域 179 区域）が指定されている。</p> <p>④ 宅地造成工事規制区域について</p> <p>宅地造成工事規制区域は、宅地造成等規制法に基づき、宅地造成に伴い崖崩れや土砂の流出による災害が生じるおそれ大きい市街地等の区域を、県知事が市長の意見を聴いて指定する。</p> <p>宅地造成工事規制区域は、昭和 37 年、宅地造成等規制法に基づき、片瀬地区 180.4ha、村岡地区 364.6ha、善行地区 96.5ha、藤沢地区 63.3ha が指定されている。</p>
1	5	105	<p><b>【主な事業】</b></p> <p>2 崖崩れ予防対策等</p> <p>急傾斜地法、土砂災害防止法、旧宅地造成等規制法の各法令に基づき、ハード及びソフト対策による安全性の向上を図る。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(3) 旧宅地造成等規制法に基づく対応</p>	<p><b>【主な事業】</b></p> <p>2 崖崩れ予防対策等</p> <p>急傾斜地法、土砂災害防止法、宅地造成等規制法の各法令に基づき、ハード及びソフト対策による安全性の向上を図る。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(3) 宅地造成等規制法に基づく対応</p>

各論 I  
第 2 部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和 6 年 1 月 29 日）
			宅地造成工事規制区域で行われる宅地造成工事の許可・指導・監督・検査等を実施するとともに、災害防止上必要があるときには、同法による宅地保全の努力義務の規定に基づき、宅地所有者等に対して改善等の指導を行う。	宅地造成工事規制区域で行われる宅地造成工事の許可・指導・監督・検査等を実施するとともに、災害防止上必要があるときには、同法による宅地保全の努力義務の規定に基づき、宅地所有者等に対して改善等の指導を行う。
2	4	114	<p><b>【課題】</b></p> <p>神奈川県地震被害想定調査の結果により、避難者数が大幅に増加したことを受けて、備蓄資機材の数量の増加、品目の追加に対応するため防災備蓄機能の充実を図っている。</p> <p>また、設置から約 20 年を経過している倉庫も多く、津波災害警戒区域内にもいくつかの倉庫があるため、全体の更新計画の策定を進めている。</p>	<p><b>【課題】</b></p> <p>神奈川県地震被害想定調査の結果により、避難者数が大幅に増加したことを受けて、備蓄資機材の数量の増加、品目の追加に対応するため防災備蓄機能の充実を図る必要がある。</p> <p>また、設置から約 20 年を経過している倉庫も多く、津波災害警戒区域内にもいくつかの倉庫があるため、全体の更新計画の策定を進めている。</p>
<u>2</u>	4	114	<p><b>【取組の方向】</b></p> <p>災害時の<u>迅速な被災者支援や良好な生活環境の確保に向け</u>、食料、生活物資、応急給水資機材及び防災用資機材等の備蓄を実施するとともに、<u>防災備蓄倉庫及び防災備蓄資機材を最適配置するほか、新たな防災空間として、防災広場等の拡充に努める</u>。また、地震、津波時に孤立化が予想される江の島島内に備蓄資機材の整備の検討を進める。要配慮者、女性の視点を取り入れた備蓄品の整備を実施する。</p>	<p><b>【取組の方向】</b></p> <p>災害時の<u>市民生活を確保するため</u>、食料、生活物資、応急給水資機材及び防災用資機材等の備蓄を実施しており、<u>今後もより一層これらの備蓄倉庫、備蓄品の整備を実施する</u>。また、地震、津波時に孤立化が予想される江の島島内に備蓄資機材の整備の検討を進める。要配慮者、女性の視点を取り入れた備蓄品の整備を実施する。</p>
4		118	<p><b>【課題】</b></p> <p>津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、地域の実情を踏まえて、避難場所、避難路の確保等が必要になる。</p>	<p><b>【課題】</b></p> <p>津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、地域の実情を踏まえて、避難場所、避難路の確保等が必要になる。</p>

各論 I  
第 2 部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和 6 年 1 月 29 日）
			<p>津波からの避難の視点等を踏まえて、まちづくりを進めていく必要がある。</p> <p>平成 26 年度に策定し、<b>令和 4</b> 年度に見直しを行った藤沢市津波避難計画については、要配慮者や観光客など対策の充実を図るとともに津波<b>対策</b>訓練で明らかになった課題や津波防災対策の実施状況等を踏まえ、必要に応じて修正する必要がある。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>【取組の方向】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>市民等の迅速かつ適切な避難行動が行えるように、津波警報等の伝達体制の整備、伝達手段、津波避難施設の整備を進めるとともに、継続的な普及啓発活動や実効性のある津波<b>対策</b>訓練により、沿岸住民、海岸利用者等への津波防災知識の普及を図る。</p>	<p>津波からの避難の視点等を踏まえて、まちづくりを進めていく必要がある。</p> <p>平成26 年度に策定し、<u>平成30</u> 年度に見直しを行った藤沢市津波避難計画については、要配慮者や観光客など対策の充実を図るとともに津波<b>避難訓練</b>で明らかになった課題や津波防災対策の実施状況等を踏まえ、必要に応じて修正する必要がある。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>【取組の方向】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>市民等の迅速かつ適切な避難行動が行えるように、津波警報等の伝達体制の整備、伝達手段、津波避難施設の整備を進めるとともに、継続的な普及啓発活動や実効性のある津波<b>避難訓練</b>により、沿岸住民、海岸利用者等への津波防災知識の普及を図る。</p>
4		120	<p><b>【主な事業】</b></p> <p>3 津波避難施設の整備</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>津波災害警戒区域内の行政関係施設、公共施設及び空地等については、機会を捉えて津波避難施設として新設又は増改築並びに活用提供するほか、屋上へ避難できる階段や手すりの整備等避難のための対応を進める</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>6 要配慮者対策</p>	<p><b>【主な事業】</b></p> <p>3 津波避難施設の整備</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>津波災害警戒区域内の行政関係施設、公共施設及び空地等については、機会を捉えて津波避難施設として新設又は増改築並びに活用提供するほか、<u>市が今後作成する計画に基づき</u>屋上へ避難できる階段や手すりの整備等避難のための対応を進める</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>6 要配慮者対策</p>



各論 I  
第 2 部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和 6 年 1 月 29 日）
			<p>新たに津波災害警戒区域に福祉施設等を設置する場合は、施設内避難ができるように、その対策を講じるものとする。</p> <p>津波災害警戒区域内の福祉施設等の管理者は、地震・津波発生時に迅速・的確な対応を行うため、施設における避難確保計画を作成、避難訓練を実施し、入所者の安全対策の強化を行うとともに、緊急連絡体制の確保や地域住民、自主防災組織等との連携に努める。</p>	<p>新たに津波災害警戒区域に福祉施設等を設置する場合は、施設内避難ができるように、その対策を講じるものとする。</p> <p>津波災害警戒区域内の福祉施設等の管理者は、地震・津波発生時に迅速・的確な対応を行うため、施設における避難確保計画を作成、避難訓練を実施し、入所者の安全対策の強化を行うとともに、緊急連絡体制の確保や地域住民、自主防災組織等との連携に努める。</p> <p><u>津波災害警戒区域が指定されたときは、区域内の要配慮者利用施設に対して円滑かつ迅速な避難の確保を図る。</u></p>
4		121	<p>9 津波対策訓練の実施</p> <p>訓練の実施にあたっては、最大クラスの津波やその到達時間等を十分に配慮し、津波災害警戒区域の外に避難するのか津波避難ビルに避難するのかを地域の実情に応じて設定するなど、具体的かつ実践的な訓練を実施する。</p>	<p>9 津波対策<u>避難</u>訓練の実施</p> <p>訓練の実施にあたっては、最大クラスの津波やその到達時間等を十分に配慮し、津波災害警戒区域の外に避難するのか津波避難ビルに避難するのかを地域の実情に応じて設定するなど、具体的かつ実践的な訓練を実施する。</p>
5	1	122	<p>1 はじめに</p> <p>江の島においては、大規模地震発生時には孤立するおそれがあることから、江の島の住民のほか、年間<u>数百万</u>人の観光客や多くのマリトレジャー愛好者が来島していることを踏まえ、地域住民、観光客及びマリトレジャー愛好者の身体、生命及び財産の保護及び津波による被害を極限に抑えるための安全対策を推進する必要がある。</p>	<p>1 はじめに</p> <p>江の島においては、大規模地震発生時には孤立するおそれがあることから、江の島の住民のほか、年間約 <u>700</u> 万人の観光客や多くのマリトレジャー愛好者が来島していることを踏まえ、地域住民、観光客及びマリトレジャー愛好者の身体、生命及び財産の保護及び津波による被害を極限に抑えるための安全対策を推進する必要がある。</p>



各論 I  
第 2 部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和 6 年 1 月 29 日）
5	1	123	<p>2 江の島の現況</p> <p>（1）地理的地形的条件</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>島の植生については、照葉樹林とよばれる常緑広葉樹林に覆われている。主要な樹種は、スダジイ、タブノキ、クスノキなどである。島の森林は 1988 年に、かながわの美林 50 選に選定されている。頂上部にある江の島サムエル・コッキング苑のツバキは、1994 年に「かながわの花の名所 100 選」に選定されている。</p> <p>（2）人口及び観光客</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>観光客数は平成 23 年は東日本大震災の影響で前年より減少しているが、平成 22 年、24 年は年間約 1500 万人強である。令和 5 年の統計をみると、観光客総数 19,608 千人、その内日帰り客数は 18,952 千人であり、圧倒的に日帰り客が多い。また、7、8 月の夏期は 4,779 千人、江の島サムエル・コッキング苑利用者数は 1,397,869 人である。</p> <p>（3）建物、道路及び土地利用に関して</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>島の樹林と崖地を含む山地区（江の島 2 丁目）は、神社、観光施設（江の島サムエル・コッキング苑、岩屋、稚児ヶ淵レストハウスなど）、民宿、店舗及び住宅から形成される。参道から頂上部、奥津の宮へ至る道路は、市道片瀬 358 号線である。</p>	<p>2 江の島の現況</p> <p>（1）地理的地形的条件</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>島の植生については、照葉樹林とよばれる常緑広葉樹林に覆われている。主要な樹種は、スダジイ、タブノキ、クスノキなどである。島の森林は 1988 年に、かながわの美林 50 選に選定されている。頂上部にあるサムエルコッキング苑のツバキは、1994 年に「かながわの花の名所 100 選」に選定されている。</p> <p>（2）人口及び観光客</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>観光客数は平成 23 年は東日本大震災の影響で前年より減少しているが、平成 22 年、24 年は年間約 1500 万人強である。令和元年の統計をみると、観光客総数 19,299 千人、その内日帰り客数は 18,718 千人であり、圧倒的に日帰り客が多い。また、7、8 月の夏期は 5,210 千人、江の島サムエルコッキング苑利用者数は 808,825 人である。</p> <p>（3）建物、道路及び土地利用に関して</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>島の樹林と崖地を含む山地区（江の島 2 丁目）は、神社、観光施設（サムエルコッキング苑、岩屋、稚児ヶ淵レストハウスなど）、民宿、店舗及び住宅から形成される。参道から頂上部、奥津の宮へ至る道路は、市道片瀬 358 号線である。</p>

各論 I  
第 2 部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和 6 年 1 月 29 日）
5	1	124	<p>（４）交通環境</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>島内には公共の有料駐車場が 4 か所あるが、収容台数は約 <u>1,000</u> 台程度であり、休日には不足しているのが現状である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・江の島なぎさ駐車場 327 台</li> <li>・観光協会江の島駐車場 普通車 74 台 大型バス 10 台</li> <li>・湘南港臨港道路附属駐車場 普通車 320 台 大型車 5 台</li> <li>・江の島かもめ駐車場 普通車 <u>314</u> 台 バス <u>34</u> 台</li> </ul>	<p>（４）交通環境</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>島内には公共の有料駐車場が 4 か所あるが、収容台数は約 <u>900</u> 台程度であり、休日には不足しているのが現状である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・江の島なぎさ駐車場 327 台</li> <li>・観光協会江の島駐車場 普通車 74 台 大型バス 10 台</li> <li>・湘南港臨港道路附属駐車場 普通車 320 台 大型車 5 台</li> <li>・江の島かもめ駐車場 普通車 <u>188</u> 台 バス <u>14</u> 台</li> </ul>

各論 I  
第 3 部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和 6 年 1 月 29 日）
2	2	130	<p>&lt;略&gt;</p> <p>【取組の方向】</p> <p>衛星電話、インターネット、防災行政無線、防災ラジオその他の多様な通信手段の整備などにより、国・県、企業、報道機関、住民からの情報など多様な災害関連情報等の収集・提供体制の整備に努める。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>【主な事業】</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>3 被災者支援に関する情報システムの構築</p> <p>被災者支援に関する情報システムの構築は、<u>大規模災害時の対口支援の受入れを念頭に被災地で活用実績があり、他市等での導入実績が多く、また住民基本台帳等と連携することで、被災者支援を総合的に管理できる</u>システムを事前準備として整備し、その活用が図れるように努める。</p>	<p>&lt;略&gt;</p> <p>【取組の方向】</p> <p>衛星携帯電話、衛星電話、インターネット、防災行政無線、防災ラジオその他の多様な通信手段の整備などにより、国・県、企業、報道機関、住民からの情報など多様な災害関連情報等の収集・提供体制の整備に努める。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>【主な事業】</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>3 被災者支援に関する情報システムの構築</p> <p>被災者支援に関する情報システムの構築は、<u>阪神・淡路大震災を教訓として整備された被災者支援システムを事前準備として整備し、その活用が図れる</u>ように努める。</p>
4		136	<p>5 医薬品等の確保対策</p> <p>災害時用の医薬品等については、市民病院に 3 日分、薬事センターに 3 日分を備蓄する。</p> <p>市は、災害時に医薬品等を確保するため、企業等と災害時における医療品等の供給に関する協定の締結を進めるとともに、他自治体に対して、災害時相互応援協定の締結を進める。</p> <p>また、薬剤師会は、日ごろから市内の薬局<u>や災害薬事コーディネーター</u>と連携し、災害時に医薬品等の在庫が活用できるよう努める。</p>	<p>5 医薬品等の確保対策</p> <p>災害時用の医薬品等については、市民病院に 3 日分、薬事センターに 3 日分を備蓄する。</p> <p>市は、災害時に医薬品等を確保するため、企業等と災害時における医療品等の供給に関する協定の締結を進めるとともに、他自治体に対して、災害時相互応援協定の締結を進める。</p> <p>また、薬剤師会は、日ごろから市内の薬局と連携し、災害時に医薬品等の在庫が活用できるよう努める。</p>

各論 I  
第 3 部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和 6 年 1 月 29 日）
6		140	<p><b>【取組の方向】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>車中泊やテント泊など指定避難所以外の場所への避難について、国や県の動向を注視しながら、キャンピングカーや民間大規模商業施設の駐車場等の活用の推進を図る等、対策を検討していくとともに、新たな指定避難所の確保に努める。</p> <p>指定避難所や指定緊急避難場所となる施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明、<b>空調設備</b>等の施設の整備や<b>停電対応に配慮するとともに</b>、キッチンカーを活用した温食提供に努めるものとする。また、感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から本部事務局と健康医療部（保健所）指揮本部が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</p>	<p><b>【取組の方向】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>車中泊やテント泊など指定避難所以外の場所への避難について、国や県の動向を注視しながら、キャンピングカーや民間大規模商業施設の駐車場等の活用の推進を図る等、対策を検討していくとともに、新たな指定避難所の確保に努める。</p> <p>指定避難所や指定緊急避難場所となる施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備や、キッチンカーを活用した温食提供に努めるものとする。また、感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から本部事務局と健康医療部（保健所）指揮本部が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</p>
6		143	<p>5 指定避難所運営への対策</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>指定避難所においては、<b>避難所の開設後、速やかにパーティションや簡易ベッドの設置などの居住環境を確保するとともに</b>、女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するために、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するとともに、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。また、要配慮者（高齢者、障がい者、妊産婦、</p>	<p>5 指定避難所運営への対策</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>指定避難所においては、女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するために、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するとともに、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。また、要配慮者（高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人等）など</p>

各論 I  
第 3 部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和 6 年 1 月 29 日）
			<p>乳幼児、外国<u>につながりのある</u>人等）など、特に支援が必要となる方への配慮や要配慮者向けスペースの設置に努めるものとする。</p> <p>加えて、一時的な避難者の増大を想定した他施設への移動調整を考慮することや、スフィア基準等を参考とした段階的な避難所運営の質の向上など、<u>避難所における良好な生活環境の確保</u>について注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。</p>	<p>特に支援が必要となる方への配慮や要配慮者向けスペースの設置に努めるものとする。</p> <p>加えて、一時的な避難者の増大を想定した他施設への移動調整を考慮することや、スフィア基準等を参考とした段階的な避難所運営の質の向上など、生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。</p>
8		149	<p><b>【現状】</b></p> <p>災害時に配慮を要する対象として、難病者、人工透析患者、精神障がい者、発達障がい者、妊婦・乳幼児、高齢者、身体障がい者、知的障がい者、未就学児童、児童生徒、外国<u>につながりのある</u>人及び災害により負傷し、自立歩行が困難になった者等が挙げられる。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>避難行動要支援者に関する情報について、関係部課での共有に努めるとともに、住所・氏名等の基本的な情報については、自主防災組織等や民生委員・児童委員などに対して情報の提供を行っている。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>【課題】</b></p> <p>支援が必要な高齢者等については、「避難行動要支援者避難支援プラン全体計画」に基づいて、市民センター・公民館と民生委員・児童委員、<u>自主防災組織等関係機関及び地域住民との更なる連携が必要になる。</u></p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>【現状】</b></p> <p>災害時に配慮を要する対象として、難病者、人工透析患者、精神障がい者、発達障がい者、妊婦・乳幼児、高齢者、身体障がい者、知的障がい者、未就学児童、児童生徒、外国人及び災害により負傷し、自立歩行が困難になった者等が挙げられる。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>避難行動要支援者に関する情報について、関係部課での共有に努めるとともに、住所・氏名等の基本的な情報については、自主防災組織等や民生委員児童委員などに対して情報の提供を行っている。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>【課題】</b></p> <p>支援が必要な高齢者等については、「避難行動要支援者避難支援プラン全体計画」に基づいて、市民センター・公民館と民生委員児童委員、<u>自主防災組織等関係機関及び地域住民との更なる連携が必要になる。</u></p> <p>&lt;略&gt;</p>

各論 I  
第 3 部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和 6 年 1 月 29 日）
			個別避難計画の作成 <u>数を増やすため</u> 、自主防災組織や民生委員・児童委員、関係機関等と連携し、個別避難計画の作成に努める必要がある。	個別避難計画の作成率向上に向け、自主防災組織や民生委員児童委員、関係機関等と連携し、個別避難計画の作成に努める必要がある。
<u>8</u>		150	<p><b>【取組の方向】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>市は、個別避難計画の作成<u>数を増やすため</u>、<u>災害時に自力避難が困難な要支援者に対して、福祉専門職による災害時のケアプランの作成を進める等、関係機関等が一層連携して</u>取り組むとともに、<u>避難行動要支援者名簿を活用した避難支援を実効性のあるものとするため</u>、地域団体等との協力体制の構築を図る。</p>	<p><b>【取組の方向】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>市は、個別避難計画の作成に向けて、庁内横断的連携により取り組むとともに、地域団体等との協力体制の構築を図る。</p>
8		151	(2) 民生委員・児童委員の役割	(2) 民生委員児童委員の役割
8		152	<p>(4) 福祉施設、福祉サービス事業者の役割</p> <p>&lt;平常時&gt;</p> <p>ア 在宅の要配慮者の避難支援の協力</p> <p>イ 要配慮者への避難支援体制を推進するための福祉避難所（二次）としての協定締結への協力</p> <p>ウ 災害発生後も継続して福祉サービスを提供できる体制づくり</p> <p><u>※令和 6 年 4 月 1 日から介護保険制度により介護事業所等に係る業務継続計画（BCP）の策定等が義務化された。</u></p> <p>エ 施設職員等の防災教育の徹底</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>(4) 福祉施設、福祉サービス事業者の役割</p> <p>&lt;平常時&gt;</p> <p>ア 在宅の要配慮者の避難支援の協力</p> <p>イ 要配慮者への避難支援体制を推進するための福祉避難所（二次）としての協定締結への協力</p> <p>ウ 災害発生後も継続して福祉サービスを提供できる体制づくり</p> <p>エ 施設職員等の防災教育の徹底</p> <p>&lt;略&gt;</p>

各論 I  
第 3 部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和 6 年 1 月 29 日）
			<p>2 避難行動要支援者避難支援対策</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>また、市は、必要に応じて、同法第 49 条の 11 第 2 項の規定に基づき、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者（自主防災組織、自治会・町内会、民生委員・児童委員、消防局、警察）に対し、同意をした避難行動要支援者に係る名簿情報を提供するものとする。</p>	<p>2 避難行動要支援者避難支援対策</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>また、市は、必要に応じて、同法第 49 条の 11 第 2 項の規定に基づき、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者（自主防災組織、自治会・町内会、民生委員児童委員、消防局、警察）に対し、同意をした避難行動要支援者に係る名簿情報を提供するものとする。</p>
8		154	<p>（ア）ひとり暮らし高齢者（75 歳以上）・高齢者のみ世帯（75 歳以上）</p> <p>家屋の倒壊、家具の転倒などで閉じ込められた場合、安否確認をする家族等が身近にいないため、取り残されるおそれがある。家族等に代わる安否確認が大切なため、自治会・町内会、自主防災組織、民生委員・児童委員といった地域住民等による安否確認の協力を得られる体制が必要となる。</p>	<p>（ア）ひとり暮らし高齢者（75 歳以上）・高齢者のみ世帯（75 歳以上）</p> <p>家屋の倒壊、家具の転倒などで閉じ込められた場合、安否確認をする家族等が身近にいないため、取り残されるおそれがある。家族等に代わる安否確認が大切なため、自治会・町内会、自主防災組織、民生委員児童委員といった地域住民等による安否確認の協力を得られる体制が必要となる。</p>
8		155	<p>（5）外国<u>につながりのある</u>人への対策</p> <p>言語、生活習慣、防災意識の異なる外国<u>につながりのある</u>人が、災害発生時に迅速かつ的確な避難行動をとれるように、普段から広報体制、防災知識の普及活動に努め、外国<u>につながりのある</u>人等の支援体制の強化を図る。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>ア 外国<u>につながりのある</u>人</p>	<p>（5）外国人への対策</p> <p>言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人が、災害発生時に迅速かつ的確な避難行動をとれるように、普段から広報体制、防災知識の普及活動に努め、外国人等の支援体制の強化を図る。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>ア 外国人</p>

各論 I  
第 3 部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和 6 年 1 月 29 日）
			日本語を十分理解できない場合がある。	日本語を十分理解できない場合がある。
<u>9</u>		157	<p><b>【現状】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>また、災害時に必要な生活用水確保のため、<u>学校教育において使用しないプール水の利用</u>や指定防災井戸の指定を進めている。</p>	<p><b>【現状】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>また、災害時に必要な生活用水確保のため、指定防災井戸の指定を進めている。</p>
9		158	<p>1 飲料水、生活水の確保</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>プールの管理者（市立小・中学校は教育委員会、その他の施設にあっては施設管理者）は、清掃<u>や破損</u>等の特別な場合を除き、災害の発生に備えて常にプールを満水しておく。</p> <p>市は、ろ水機等をプールに配備する。</p>	<p>1 飲料水、生活水の確保</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>プールの管理者（市立小・中学校は教育委員会、その他の施設にあっては施設管理者）は、清掃等の特別な場合を除き、災害の発生に備えて常にプールを満水しておく。</p> <p>市は、ろ水機等をプールに配備する。</p> <p><u>市は、県が行う江の島の給水設備の更新に合わせて災害時に備えた給水確保を検討する。</u></p>
11	1	162	<p>2 学校等施設・設備の安全性の確保</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>学校は、プール及び貯水槽について、消火用及び緊急飲料水、<u>生活用水</u>として常時貯水しておく。</p>	<p>2 学校等施設・設備の安全性の確保</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>学校は、プール及び貯水槽について、消火用及び緊急飲料水として常時貯水しておく。</p>



各論 I  
第 3 部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和 6 年 1 月 29 日）
11	1	162	<p>4 防災教育の充実</p> <p>県教育委員会等が作成する防災教育指導資料や津波防災に関する指導資料を活用し、防災教育の充実を図る。</p> <p><u>また、教職員の防災教育に関する指導力や災害対応能力を高めるため、研修会を実施し、防災意識の普及を図る。</u></p>	<p>4 防災教育の充実</p> <p>県教育委員会等が作成する防災教育指導資料や津波防災に関する指導資料を活用し、防災教育の充実を図る。</p>
12		167	<p>8 燃料の確保</p> <p>緊急輸送活動に係る燃料に関しては、<u>神奈川県と神奈川県石油協同組合が締結している「災害時等における石油類燃料の供給に関する協定」</u>に基づき、県石油業協同組合と調整をしておく。</p> <p>緊急輸送のための燃料について、自家用給油取扱所を南北 2 箇所に確保する。北については、既に消防防災訓練センターに設置している。南については、検討している。</p>	<p>8 燃料の確保</p> <p>緊急輸送活動に係る燃料に関しては、「災害用応急必需物資の調達に関する協定」に基づき、<u>県石油商業組合・石油業協同組合</u>と調整しておく。</p> <p>緊急輸送のための燃料について、自家用給油取扱所を南北 2 箇所に確保する。北については、既に消防防災訓練センターに設置している。南については、検討している。</p>
13	1	168	<p><b>【現状】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>建築物応急危険度判定制度については、神奈川県建築物震後対策推進協議会の主導で平成 4 年度より体制の構築が進められており、令和 <u>6 年 4 月 1 日</u>現在、民間、行政合わせて <u>602</u> 名の建築物応急危険度判定士が市に登録されている。これまで、判定士の養成活動として、県下の協議会を通じて判定士養成講習会を継続的に実施するなど、制度の充実を図っている。</p> <p>被災宅地危険度判定制度は、神奈川県建築物震後対策推進協議会により整備が進められており、平成 10 年度から被災宅地危険度判定士の養成を始め</p>	<p><b>【現状】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>建築物応急危険度判定制度については、神奈川県建築物震後対策推進協議会の主導で平成 4 年度より体制の構築が進められており、令和 <u>4 年度</u>現在で民間、行政合わせて <u>601</u> 名の建築物応急危険度判定士が市に登録されている。これまで、判定士の養成活動として、県下の協議会を通じて判定士養成講習会を継続的に実施するなど、制度の充実を図っている。</p> <p>被災宅地危険度判定制度は、神奈川県建築物震後対策推進協議会により整備が進められており、平成 10 年度から被災宅地危険度判定士の養成を始め</p>

各論 I  
第 3 部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和 6 年 1 月 29 日）
			<p>て以降、本市では令和 <u>6 年 4 月 1 日</u> 現在、<u>209</u> 名の被災宅地危険度判定士が登録されている。</p> <p><b>【課題】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>被災宅地危険度判定については、実際に行う場合を想定して、県との協議や<u>判定本部の的確な運営に向けた実施計画の充実</u>が必要になっている。</p>	<p>て以降、本市では令和 <u>4 年度</u> 現在 <u>204</u> 名の被災宅地危険度判定士が登録されている。</p> <p><b>【課題】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>被災宅地危険度判定については、実際に行う場合を想定して、県との協議や<u>マニュアルの整備</u>が必要になっている。</p>
13	1	169	<p><b>【取組の方向】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>被災宅地危険度判定制度については、被災宅地の危険度判定にあたって、事前に準備すること、判定実施にあたって行うべきことについて、具体的に業務の手順、役割分担をあらかじめ定めるマニュアルの<u>充実を図る</u>。</p> <p><b>【主な事業】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>2 危険度判定の体制整備</p> <p>東日本大震災の経験から、被災した場合の建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の実施体制、応援派遣要請と受入体制、連絡体制及び判定制度相互の連絡体制などの整備、資機材の確保等を充実していくよう、県からの情報提供を活用しながら、建築物応急危険度判定 <u>及び被災宅地危険度判定</u>については既往のマニュアルを充実する。</p>	<p><b>【取組の方向】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>被災宅地危険度判定制度については、被災宅地の危険度判定にあたって、事前に準備すること、判定実施にあたって行うべきことについて、具体的に業務の手順、役割分担をあらかじめ定めるマニュアルの<u>整備を図っていく</u>。</p> <p><b>【主な事業】</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>2 危険度判定の体制整備</p> <p>東日本大震災の経験から、被災した場合の建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の実施体制、応援派遣要請と受入体制、連絡体制及び判定制度相互の連絡体制などの整備、資機材の確保等を充実していくよう、県からの情報提供を活用しながら、建築物応急危険度判定については既往のマニュアルを<u>充実し、被災宅地危険度判定についてはマニュアルを整備する</u>。</p>

各論 I  
第 3 部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和 6 年 1 月 29 日）
14		172	<p>【現状】</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>下水道については、管路の保守点検を行い、必要に応じて補修又は改築に努めているが、耐震性を有している管路は少ない。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>電気通信については、NTT 東日本においては、停電時に備え、非常用発電機と蓄電池を配備するとともに、移動電源車、移動無線車等の配備を行う。NTT コミュニケーションズ、NTT ドコモ、KDDI においても、停電時に備え、非常用発電機と蓄電池を配備するとともに、移動電源車等の配備を行う。災害発生後の電話回線の輻輳による安否確認等が困難になることに対して、NTT 東日本では災害用伝言ダイヤル等を運用するため、指定避難所では <u>災害時用公衆電話（特設公衆電話）</u> の設置を進めている。</p>	<p>【現状】</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>下水道については、<u>災害時に備え</u>、管路の保守点検を行い、必要に応じて補修又は改築に努めているが、耐震性を有している管路は少ない。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>電気通信については、NTT 東日本においては、停電時に備え、非常用発電機と蓄電池を配備するとともに、移動電源車、移動無線車等の配備を行う。NTT コミュニケーションズ、NTT ドコモ、KDDI においても、停電時に備え、非常用発電機と蓄電池を配備するとともに、移動電源車等の配備を行う。災害発生後の電話回線の輻輳による安否確認等が困難になることに対して、NTT 東日本では災害用伝言ダイヤル等を運用するため、指定避難所では特設公衆電話の設置を進めている。</p>
14		173	<p>【主な事業】</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>4 電気通信対策</p> <p>NTT 東日本は、避難場所に、被災者が利用する <u>災害時用公衆電話（特設公衆電話）</u> の設置に努める。</p>	<p>【主な事業】</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>4 電気通信対策</p> <p>NTT 東日本は、避難場所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。</p>

各論 I  
第 4 部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和 6 年 1 月 29 日）
6	2	208	<p>イ 指定避難所            &lt;略&gt;            また、要配慮者（高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、外国<u>につながりのある</u>人等）など、特に支援が必要となる方へ配慮するとともに、要配慮者向けスペースの設置に努めるものとする。</p>	<p>イ 指定避難所            &lt;略&gt;            また、要配慮者（高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人等）など、特に支援が必要となる方へ配慮するとともに、要配慮者向けスペースの設置に努めるものとする。</p>
8	1	216	<p>（5）外国<u>につながりのある</u>人への支援            日本語の理解が十分でない外国<u>につながりのある</u>人に対し、次の支援を行う。            ア 指定避難所における支援（外国<u>につながりのある</u>人の避難状況の把握）            イ 災害多言語支援センターの設置に向けた関係機関との連携・協力            ウ 外国人避難所の開設と運営            エ やさしい日本語や多言語による情報提供            オ 外国<u>につながりのある</u>人の帰国支援</p>	<p>（5）外国人への支援            日本語の理解が十分でない外国人に対し、次の支援を行う。            ア 指定避難所における支援（外国人の避難状況の把握）            イ 災害多言語支援センターの設置に向けた関係機関との連携・協力            ウ 外国人避難所の開設と運営            エ やさしい日本語や多言語による情報提供            オ 外国人の帰国支援</p>
<u>9</u>	1	218	<p>2 応急飲料水の確保            &lt;略&gt;            （3）鋼板プール等による確保            市は、市立小・中学校等の<u>学校教育において使用している</u>鋼板、FRP、アルミ製プールの水は、備蓄するろ水機を活用し飲料水とする。ろ水機の運用は、あらかじめ指名する地区防災拠点本部応援職員が行う。</p>	<p>2 応急飲料水の確保            &lt;略&gt;            （3）鋼板プール等による確保            市は、市立小・中学校等の鋼板、FRP、アルミ製プールの水は、備蓄するろ水機を活用し飲料水又は生活用水とする。ろ水機の運用は、あらかじめ指名する地区防災拠点本部応援職員が行う。</p>

各論 I  
第 4 部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和 6 年 1 月 29 日）
<u>9</u>	1	219	<p>3 生活水の確保</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><u>(3) 鋼板プール等による確保</u></p> <p><u>市は、市立小・中学校等の学校教育において使用しない鋼板、FRP、アルミ製プールの水は、備蓄するろ水機を活用し主に生活水とするよう検討する。ろ水機の運用は、あらかじめ指名する地区防災拠点本部応援職員が行う。</u></p> <p><u>(4) 雨水利用等による確保</u></p> <p>防災上重要な公共施設に設置した雨水利用システム又は井戸により、生活水を確保する。</p> <p><u>(5) その他</u></p> <p>ア 状況に応じて、大型水槽車等の消防自動車を活用する。</p> <p>イ 河川の水を生活水として活用する。</p>	<p>3 生活水の確保</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><u>(3) 雨水利用等による確保</u></p> <p>防災上重要な公共施設に設置した雨水利用システム又は井戸により、生活水を確保する。</p> <p><u>(4) その他</u></p> <p>ア 状況に応じて、大型水槽車等の消防自動車を活用する。</p> <p>イ 河川の水を生活水として活用する。</p>
9	1	220	<p>7 応援要請</p> <p>大規模な断水時等には県営水道その他に支援要請し、必要に応じ、<u>県を通じて</u>自衛隊に協力を要請するものとする。県営水道は、市からの要請に基づき、状況に応じて日本水道協会を通じ他の水道事業者等に支援要請を行う。</p>	<p>7 応援要請</p> <p>大規模な断水時等には県営水道その他に支援要請し、必要に応じ自衛隊に協力を要請するものとする。県営水道は、市からの要請に基づき、状況に応じて日本水道協会を通じ他の水道事業者等に支援要請を行う。</p>
10	1	225	<p>2 災害時保健師活動チームの構成及び参集</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>健康医療部（保健所）指揮本部は、<u>あらかじめ定めた配置区分に従い</u>、保健師を指定の配置場所に参集させる。</p>	<p>2 災害時保健師活動チームの構成及び参集</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>健康医療部（保健所）指揮本部は、警戒配備においては統括保健師及び副統括保健師、1号配備においては管理職保健師を健康医療部（保健所）指揮本部に参集させ、2号配備においては、<u>その他の保健師</u>を指定の配置場所に参集させる。</p>

各論 I  
第 4 部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和 6 年 1 月 29 日）																
14	5	250	<p>1 東京ガスネットワーク（株）</p> <p>（1）体制の確立</p> <p>災害が発生した場合に対処するための非常体制は次による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>体制区分</th> <th>適用条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 0 次非常体制</td> <td>1. 震度 5 弱の地震が発生した場合、その他必要な場合</td> </tr> <tr> <td>第 1 次非常体制</td> <td>1. 震度 5 強の地震が発生した場合、その他必要な場合 2. <u>地震警戒宣言等（東海地震予知情報、南海トラフ地震臨時情報、北海道・三陸沖後発地震注意情報）が発表された場合</u></td> </tr> <tr> <td>第 2 次非常体制</td> <td>1. 震度 6 弱以上の地震が発生した場合 2. 震度 5 弱・5 強の地震が発生し、中圧又は低圧ブロックを供給停止した場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;略&gt;</p> <p>（4）災害時における情報の収集・<u>連絡</u></p> <p><u>災害が発生した場合は、次に掲げる各情報を巡回点検、出社途上の調査等により迅速・的確に把握する。</u></p> <p>ア <u>気象庁の発表する、地震、大雨、洪水等に関する情報</u></p>	体制区分	適用条件	第 0 次非常体制	1. 震度 5 弱の地震が発生した場合、その他必要な場合	第 1 次非常体制	1. 震度 5 強の地震が発生した場合、その他必要な場合 2. <u>地震警戒宣言等（東海地震予知情報、南海トラフ地震臨時情報、北海道・三陸沖後発地震注意情報）が発表された場合</u>	第 2 次非常体制	1. 震度 6 弱以上の地震が発生した場合 2. 震度 5 弱・5 強の地震が発生し、中圧又は低圧ブロックを供給停止した場合	<p>1 東京ガスネットワーク（株）</p> <p>（1）体制の確立</p> <p>災害が発生した場合に対処するための非常体制は次による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>体制区分</th> <th>適用条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 0 次非常体制</td> <td>1. 震度 5 弱の地震が発生した場合、その他必要な場合</td> </tr> <tr> <td>第一次非常体制</td> <td>1. 震度 5 強の地震が発生した場合、その他必要な場合 2. <u>供給支障となる期間が 24 時間以内の地震以外の自然災害が発生、又は非常事態が発生した場合</u></td> </tr> <tr> <td>第二次非常体制</td> <td>1. 震度 6 弱以上の地震が発生した場合 2. 震度 5 弱・5 強の地震が発生し、中圧又は低圧ブロックを供給停止した場合 3. <u>地震警戒宣言（東海地震予知情報・南海トラフ地震臨時情報）が発表された場合</u> 4. <u>供給支障となる期間が 24 時間以上の地震以外の自然災害の発生、又は非常事態が発生した場合</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;略&gt;</p> <p>（4）災害時における情報の収集・<u>伝達</u></p> <p>ア <u>情報の収集・報告</u></p>	体制区分	適用条件	第 0 次非常体制	1. 震度 5 弱の地震が発生した場合、その他必要な場合	第一次非常体制	1. 震度 5 強の地震が発生した場合、その他必要な場合 2. <u>供給支障となる期間が 24 時間以内の地震以外の自然災害が発生、又は非常事態が発生した場合</u>	第二次非常体制	1. 震度 6 弱以上の地震が発生した場合 2. 震度 5 弱・5 強の地震が発生し、中圧又は低圧ブロックを供給停止した場合 3. <u>地震警戒宣言（東海地震予知情報・南海トラフ地震臨時情報）が発表された場合</u> 4. <u>供給支障となる期間が 24 時間以上の地震以外の自然災害の発生、又は非常事態が発生した場合</u>
体制区分	適用条件																			
第 0 次非常体制	1. 震度 5 弱の地震が発生した場合、その他必要な場合																			
第 1 次非常体制	1. 震度 5 強の地震が発生した場合、その他必要な場合 2. <u>地震警戒宣言等（東海地震予知情報、南海トラフ地震臨時情報、北海道・三陸沖後発地震注意情報）が発表された場合</u>																			
第 2 次非常体制	1. 震度 6 弱以上の地震が発生した場合 2. 震度 5 弱・5 強の地震が発生し、中圧又は低圧ブロックを供給停止した場合																			
体制区分	適用条件																			
第 0 次非常体制	1. 震度 5 弱の地震が発生した場合、その他必要な場合																			
第一次非常体制	1. 震度 5 強の地震が発生した場合、その他必要な場合 2. <u>供給支障となる期間が 24 時間以内の地震以外の自然災害が発生、又は非常事態が発生した場合</u>																			
第二次非常体制	1. 震度 6 弱以上の地震が発生した場合 2. 震度 5 弱・5 強の地震が発生し、中圧又は低圧ブロックを供給停止した場合 3. <u>地震警戒宣言（東海地震予知情報・南海トラフ地震臨時情報）が発表された場合</u> 4. <u>供給支障となる期間が 24 時間以上の地震以外の自然災害の発生、又は非常事態が発生した場合</u>																			

各論 I  
第 4 部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和 6 年 1 月 29 日）
			<p>イ <u>対外対応状況（地方自治体の災害対策本部・官公庁・報道機関・お客様等への対応状況）</u></p> <p>ウ <u>ガス施設等被害の状況及び復旧状況</u></p> <p>エ <u>ガス施設等の被害及び復旧に関する情報、復旧作業に必要な資機材・食料又は応援隊などに関する情報</u></p> <p>オ <u>その他災害に関する情報</u></p> <p><u>「（5）被害状況」を削除し、以下番号繰り上げ</u></p>	<p><u>災害が発生した場合は、次に掲げる各情報を巡回点検、出社途上の調査等により迅速・的確に把握する。</u></p> <p>イ 気象情報 <u>気象庁の発表する、地震、大雨、洪水等に関する情報</u></p> <p><u>（5）被害情報</u></p> <p>ア <u>対外対応状況（地方自治体の災害対策本部・官公庁・報道機関・お客さま等への対応状況）</u></p> <p>イ <u>ガス施設等被害の状況及び復旧状況</u></p> <p>ウ <u>ガス施設等の被害及び復旧に関する情報、復旧作業に必要な資機材・食料又は応援隊等に関する情報</u></p> <p>エ <u>その他災害に関する情報</u></p>
14	5	252	<p><u>（9）復旧対策</u></p> <p>ア 復旧計画の策定</p> <p>非常事態により被災した地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、被災した地域施設又は設備の復旧については、可能な限り迅速に行う。</p> <p>（ア）災害が発生した場合、被害状況の調査を速やかに行い、正確な情報を収集し、次に掲げる事項を明らかにした復旧計画を策定する。</p> <p>①復旧手順及び方法</p>	<p>（10）復旧対策</p> <p>ア 復旧計画の策定</p> <p>非常事態により被災した地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、被災した地域施設又は設備の復旧については、可能な限り迅速に行う。</p> <p>（ア）災害が発生した場合、被害状況の調査を速やかに行い、正確な情報を収集し、次に掲げる事項を明らかにした復旧計画を策定する。</p> <p>①復旧手順及び方法</p>

各論 I  
第 4 部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和 6 年 1 月 29 日）
			<p>②復旧要員の確保及び配置 ③復旧用資機材の調達 ④復旧作業の期間 ⑤供給停止需要家への支援 ⑥宿泊施設の手配、食料等の調達 ⑦その他必要な対策</p> <p><u>（イ）重要施設の優先復旧計画</u> <u>救急病院、ごみ焼却場、老人ホーム等の社会的な重要度の高い施設については、移動式ガス発生設備による臨時供給を含めて、優先的に復旧するよう計画立案する。なお、臨時供給にあたっては、関係機関（国、神奈川県、日本ガス協会等）と連携を図る。</u></p>	<p>②復旧要員の確保及び配置 ③復旧用資機材の調達 ④復旧作業の期間 ⑤供給停止需要家への支援 ⑥宿泊施設の手配、食料等の調達 ⑦その他必要な対策</p>
14	6	254	<p>1 通信の確保 &lt;略&gt; （1）応急復旧計画 &lt;略&gt; イ <u>災害時用公衆電話（特設公衆電話）</u> 指定避難所への<u>災害時用公衆電話（特設公衆電話）</u>の設置に努めるとともに、街頭公衆電話については被災の程度、地域性を勘案して早期に復旧する。</p>	<p>1 通信の確保 &lt;略&gt; （1）応急復旧計画 &lt;略&gt; イ 特設公衆電話 指定避難所への特設公衆電話の設置に努めるとともに、街頭公衆電話については被災の程度、地域性を勘案して早期に復旧する。</p>



各論 I  
第 4 部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和 6 年 1 月 29 日）
15	3	262	第 3 節 <u>災害時トイレの利用及び</u> し尿の処理 <略>	第 3 節 し尿の処理 <略>
15	3	263	3 し尿の貯留及び処理 収集した、し尿の貯留及び処理は北部環境事業所し尿処理施設で行い、地震による破損や断水等により、施設の運転が困難となった場合は、最終処分場内での貯留や、下水道施設等への受入れの可否を検討し、可能であれば要請する。また、必要に応じて他の市町、神奈川県に処理を要請する。	3 し尿の貯留及び処理 収集した、し尿の貯留及び処理は北部環境事業所し尿処理施設で行い、地震による破損や断水等により、施設の運転が困難となった場合は、最終処分場内での貯留や、下水道施設等への受入れを要請する。また、必要に応じて他の市町、神奈川県に処理を要請する。
<u>15</u>	3	263	4 その他の処理方法 (1) 指定避難所における処理方法 被災者は組み立て式等の仮設トイレ、地下埋設型トイレ、穴掘りトイレ及びトイレ処理袋のほか、下水道の利用が可能であれば、井戸水等により水洗トイレを使用する。 なお、仮設トイレを長期間設置する見込みがある場合に備え、仮設浄化槽の設置や流下型マンホールトイレの設置を検討する。	4 その他の処理方法 (1) 指定避難所における処理方法 被災者は組み立て式等の仮設トイレ、地下埋設型トイレ、穴掘りトイレ及びトイレ処理袋のほか、下水道の利用が可能であれば、井戸水等により水洗トイレを使用する。 なお、仮設トイレを長期間設置する見込みがある場合には、仮設浄化槽の設置を検討する。

各論 I  
第 4 部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和 6 年 1 月 29 日）												
16	1	267	<p>第 16 章 広域応援体制</p> <p>1 他の地方行政機関等への応援要請</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(2) 応援要請の方法</p> <p>市長は、応援要請するときは、応援要請先に次の事項について、口頭で要請し、後日文書により提出するものとする。</p>	<p>第 16 章 広域応援体制</p> <p>1 他の地方行政機関等への応援要請</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(2) 応援要請の方法</p> <p>市長は、応援要請するときは、応援要請先に次の事項について、<u>とりあえず電話又は口頭</u>で要請し、後日文書により提出するものとする。</p>												
18	5	277	<p>第 5 節 罹災証明書の交付</p> <p>1 罹災証明書の交付</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>大規模災害発生時には、<u>大規模災害時の対口支援の受入れを念頭に被災地で活用実績があり、他市等での導入実績が多く、また住民基本台帳等と連携することで、被災者支援を総合的に管理できるシステム</u>を活用し、円滑な罹災証明書の交付に努める。</p>	<p>第 5 節 罹災証明書の交付</p> <p>1 罹災証明書の交付</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>大規模災害発生時には、<u>地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が公開・提供している「被災者支援システム」</u>を活用し、円滑な罹災証明書の交付に努める。</p>												
<u>21</u>	1	284	<p>表 4-11 沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>警報・注意報の発表状況</th> <th>沿岸で推定される津波の高さ</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大津波警報</td> <td>3m超</td> <td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> </tbody> </table>	警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内容	大津波警報	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	<p>表 4-11 沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>警報・注意報の発表状況</th> <th>沿岸で推定される津波の高さ</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大津波警報</td> <td>3m超</td> <td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> </tbody> </table>	警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内容	大津波警報	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内容														
大津波警報	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表														
警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内容														
大津波警報	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表														

各論 I  
第 4 部

章	節	頁	修正案			現行（最終修正：令和 6 年 1 月 29 日）			
							3m以下 沖合での観測地を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表		3m以下 沖合での観測地を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
			津波警報	1m <del>超</del>	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	津波警報	1m <del>以上</del>	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	
				1m <del>以下</del>	沖合での観測地を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表		1m <del>未満</del>	沖合での観測地を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表	
			津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	
21	1	285	2 津波警報等の受理伝達系統 津波警報等の受理伝達系統は、次のとおりとする。			2 津波警報等の受理伝達系統 津波警報等の受理伝達系統は、次のとおりとする。			

各論 I  
第 4 部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和 6 年 1 月 29 日）
			<p>図 4-3 地震及び津波に関する情報の受理伝達系統図</p>	<p>図 4-3 地震及び津波に関する情報の受理伝達系統図</p>

各論 I  
第 5 部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和 6 年 1 月 29 日）
1	3	293	<p>2 震災復興専門委員会の設置</p> <p>復興計画の策定にあたり、高齢者・障がい者・女性・若者など多様な市民 <u>や事業者団体等</u>の意見を反映するため、震災復興専門委員会（仮称）を設置する。</p>	<p>2 震災復興専門委員会の設置</p> <p>復興計画の策定にあたり、高齢者・障がい者・女性・若者など多様な市民の意見を反映するため、震災復興専門委員会（仮称）を設置する。</p>
2	4	306	<p>2 金融・税制面での支援</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>（2）災害復旧資金設置の検討</p> <p>藤沢市中小企業融資要綱第 12 条の規定に基づき、被災中小企業等が、事業再建のために必要とする店舗・工場の復旧及び建設、設備機器の購入等に 必要な資金設置を検討する。</p>	<p>2 金融・税制面での支援</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>（2）災害復旧資金設置の検討</p> <p>藤沢市中小企業融資要綱第 14 条の規定に基づき、被災中小企業等が、事業再建のために必要とする店舗・工場の復旧及び建設、設備機器の購入等に 必要な資金設置を検討する。</p>

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和 6 年 1 月 29 日）
3	2	324	<p>1 東海地震に関連する情報の伝達系統</p> <p>(1) 勤務時間内</p> <p>勤務時間内の伝達系統は、次のとおりとする。</p> <p>※本市の組織の伝達 ・本庁内：庁内放送設備による一斉放送 ・出先機関：放送を受けた各部局が無線又は有線で伝達</p> <p>図 6-3 東海地震に関する情報の伝達系統（勤務時間内）</p> <p>(2) 勤務時間外</p> <p>勤務時間外の伝達系統は、次のとおりとする。</p> <p>※前記ルートによる情報伝達を円滑に行うため、各部は勤務時間外における部内伝達ルートを確認しておく。 この場合、職員不在等を考慮して、補助ルートも検討しておく。</p> <p>図 6-4 東海地震に関する情報の伝達系統（勤務時間外）</p>	<p>1 東海地震に関連する情報の伝達系統</p> <p>(1) 勤務時間内</p> <p>勤務時間内の伝達系統は、次のとおりとする。</p> <p>※本市の組織の伝達 ・本庁内：庁内放送設備による一斉放送 ・出先機関：放送を受けた各部局が無線又は有線で伝達</p> <p>図 6-3 東海地震に関する情報の伝達系統（勤務時間内）</p> <p>(2) 勤務時間外</p> <p>勤務時間外の伝達系統は、次のとおりとする。</p> <p>※前記ルートによる情報伝達を円滑に行うため、各部は勤務時間外における部内伝達ルートを確認しておく。 この場合、職員不在等を考慮して、補助ルートも検討しておく。</p> <p>図 6-4 東海地震に関する情報の伝達系統（勤務時間外）</p>

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和 6 年 1 月 29 日）
3	2	325	<p>2 警戒宣言の伝達系統</p> <p>警戒宣言の伝達系統は、次のとおりとする。</p> <p>※勤務時間外の場合については、すでに東海地震注意情報発表の伝達により、動員配備体制がとられるので、特別な伝達ルートは設定しないものとする。</p> <p>図 6-5 警戒宣言の伝達系統</p>	<p>2 警戒宣言の伝達系統</p> <p>警戒宣言の伝達系統は、次のとおりとする。</p> <p>※勤務時間外の場合については、すでに東海地震注意情報発表の伝達により、動員配備体制がとられるので、特別な伝達ルートは設定しないものとする。</p> <p>図 6-5 警戒宣言の伝達系統</p>
3	19	356	<p>4 電気通信設備対策</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(4) ダイヤル通信</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>イ 街頭公衆電話及び指定避難所に設置する災害時用公衆電話（特設公衆電話）からの通話はそ通を確保する。</p>	<p>4 電気通信設備対策</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(4) ダイヤル通信</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>イ 街頭公衆電話及び指定避難所に設置する特設公衆電話からの通話はそ通を確保する。</p>

各論 I  
第 7 部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和 6 年 1 月 29 日）
<b>前 段</b>		359	<p>第 7 部 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>また、南海トラフ地震のうち、想定される最大規模の地震（以下「南海トラフ巨大地震」という。）に伴う巨大な津波に対しては、「命を守る」ことを基本として、被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方に基づき、住民避難を中心に、住民一人一人が迅速かつ主体的に避難行動が取れるよう、<u>日頃から市民等に対し、住宅の耐震化や家具の固定、食料等の備蓄及び家族等との連絡手段の確保などの自助の啓発を推進するとともに</u>、共助の取組を強化し、支援していく必要がある。</p>	<p>第 7 部 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>また、南海トラフ地震のうち、想定される最大規模の地震（以下「南海トラフ巨大地震」という。）に伴う巨大な津波に対しては、「命を守る」ことを基本として、被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方に基づき、住民避難を中心に、住民一人一人が迅速かつ主体的に避難行動が取れるよう、自助・共助の取組を強化し、支援していく必要がある。</p>
3	3	364	<p>3 自主防災組織及び自衛消防組織の措置</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>3 自主防災組織及び自営消防組織の措置</p> <p>&lt;略&gt;</p>
4	3	371	<p><u>1 調査中対応</u></p> <p>発生直後、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始する。</p> <p><u>2 巨大地震警戒対応（半割れケース）</u></p> <p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、最初の地震発生から 2 週間を基本に、国からの呼びかけに応じ、次のような対応を行う。</p> <p>ア 日ごろからの地震への備えを再確認する。</p> <p>イ 地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は避難の準備を整え、個々の状況等に応じて避難する。</p> <p>ウ 地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない住民は避難する。</p>	<p><u>1 巨大地震警戒対応（半割れケース）</u></p> <p><u>（1）南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合</u></p> <p>発生直後、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始する。</p> <p><u>（2）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合</u></p> <p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、最初の地震発生から 2 週間を基本に、国からの呼びかけに応じ、次のような対応を行う。</p> <p>ア 日ごろからの地震への備えを再確認する。</p> <p>イ 地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は避難の準備を整え、個々の状況等に応じて避難する。</p> <p>ウ 地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない住民は避難する。</p>



各論 I  
第 7 部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和 6 年 1 月 29 日）
			<p>エ 最初の地震発生から 1 週間経過以降 2 週間経過までの間、巨大地震注意対応を行う。</p> <p>オ 2 週間経過後は、国からの呼びかけに応じ、地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。</p> <p><u>3</u> 巨大地震注意対応（一部割れケース、ゆっくりすべりケース）</p> <p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、最初の地震発生から 1 週間（ゆっくりすべりの場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間）を基本に、国からの呼びかけに応じ、日ごろからの地震への備えの確認などの対応を行う。1 週間経過後は、国からの呼びかけに応じ、地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。</p>	<p>エ 最初の地震発生から 1 週間経過以降 2 週間経過までの間、巨大地震注意対応を行う。</p> <p>オ 2 週間経過後は、国からの呼びかけに応じ、地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。</p> <p><u>2</u> 巨大地震注意対応（一部割れケース、ゆっくりすべりケース）</p> <p><u>(1)</u> 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合</p> <p>発生直後、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、状況に応じて防災対応を準備・開始する。</p> <p><u>(2)</u> 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合</p> <p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、最初の地震発生から 1 週間（ゆっくりすべりの場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間）を基本に、国からの呼びかけに応じ、日ごろからの地震への備えの確認などの対応を行う。1 週間経過後は、国からの呼びかけに応じ、地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。</p>
<u>4</u>	4	372	<p>1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等</p> <p>市は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表した場合、次のとおり対応を図る。</p> <p>南海トラフの想定震源域内のプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりが発生した可能性がある場合、災害対策本部事務局において、情報収集が可能な配備体制を確保する。</p>	<p>1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等</p> <p>市は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表した場合、次のとおり対応を図る。</p> <p><u>(1)</u> 南海トラフの想定震源域内のプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりが発生した可能性がある場合、災害対策本部事務局において、情報収集が可能な配備体制を確保する。</p>

各論 I  
第 7 部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和 6 年 1 月 29 日）
			<p><u>なお、南海トラフの想定震源域内またはその周辺でM6.8以上の地震が発生し、相模湾・三浦半島に津波注意報又は津波警報、大津波警報が発表された場合の対応は、序論第2部第1章及び各論I第4部第21章を準用する。</u></p>	<p><u>(2) 南海トラフの想定震源域内またはその周辺でM6.8以上の地震が発生したが、本市に大津波警報又は津波警報が発表されていない場合であっても津波注意報が発表されている場合には、海の中や海岸付近にいる者に対して、避難指示を発令する。</u></p> <p><u>災害対策連絡会議を開催し、今後の対応及び配備体制等を決定する。</u></p> <p><u>(3) 南海トラフの想定震源域内またはその周辺でM6.8以上の地震が発生し、本市に津波警報・大津波警報が発表された場合 片瀬地区、鶴沼地区及び辻堂地区の市民等に対して、避難指示を発令する。</u></p> <p><u>災害対策本部会議を開催し、今後の対応及び配備体制等を決定する。</u></p>
4	6	382	<p>4 市のとるべき措置</p> <p>市は、<u>防災行政無線等の情報提供ツールを活用し</u>、地域住民等に日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知する。</p>	<p>4 市のとるべき措置</p> <p>市は、地域住民等に日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知する。</p>

各論Ⅱ  
第1部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和6年1月29日）														
2	1	398	<p>表 1-3 高潮の被害想定概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>最大浸水深 (m)</th> <th>浸水面積 (km<sup>2</sup>)</th> <th>最高潮位 (T.P. +m)</th> <th>最大浸水継続時間 (時間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3.0</td> <td>2.0</td> <td>3.3</td> <td>73</td> </tr> </tbody> </table>	最大浸水深 (m)	浸水面積 (km <sup>2</sup> )	最高潮位 (T.P. +m)	最大浸水継続時間 (時間)	3.0	2.0	3.3	73	<p>表 1-3 高潮の被害想定概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>最大浸水深 (m)</th> <th>浸水面積 (km<sup>2</sup>)</th> <th>最高潮位 (T.P. +m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3.0</td> <td>2.0</td> <td>3.3</td> </tr> </tbody> </table>	最大浸水深 (m)	浸水面積 (km <sup>2</sup> )	最高潮位 (T.P. +m)	3.0	2.0	3.3
最大浸水深 (m)	浸水面積 (km <sup>2</sup> )	最高潮位 (T.P. +m)	最大浸水継続時間 (時間)															
3.0	2.0	3.3	73															
最大浸水深 (m)	浸水面積 (km <sup>2</sup> )	最高潮位 (T.P. +m)																
3.0	2.0	3.3																

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和6年1月29日）
2		402	<p>【主な事業】</p> <p>1 流域治水対策の推進</p> <p><u>近年、集中豪雨や台風などによる豪雨災害が激甚化・頻発化しており、気候変動の影響により降雨量の増加が予測され水害のリスクが高まっている。気候変動の影響による水害のリスクに対応していくためには、これまでの河川管理者・下水道管理者等による治水だけでなく、更なる対策の強化を図っていく必要がある。</u></p> <p><u>そのため、河川整備をより一層加速化するとともに、企業や住民など、流域のあらゆる関係者が協働して豪雨災害対策に努める。</u></p> <p><u>県内の各流域において、河川管理者・下水道管理者、県、市町村等、あらゆる関係者からなる流域治水協議会等を設置し、流域全体で取り組む具体的な治水対策の全体像を、国や県、市町村と連携して検討し、早急に実施すべき対策を「流域治水プロジェクト」として取りまとめるとともに、対策の実施状況等のフォローアップを行い、流域治水を計画的に推進していく。</u></p>	<p>【主な事業】</p> <p>1 流域治水対策の推進</p> <p><u>流域治水対策特定河川に指定されている境川、引地川、目久尻川について、県が重点的に進める河道整備や遊水地の整備に併せて、市として流域の保水機能の確保や安全な土地利用の指導に努める。</u></p> <p><u>市は、市街地再開発事業や土地区画整理事業をはじめとする市街地開発事業において、透水性舗装や調整池の設置による流出抑制などについて、施行者や事業者を指導するとともに、市が直接事業を実施するときは雨水の流出抑制に積極的に努める。また、集中豪雨の際などに洪水被害を緩和する役割を持つ水田の保全に努める。</u></p> <p><u>流域水害対策計画に基づき、河川管理者は河川改修や遊水地整備を、下水道管理者は下水道整備や貯留施設等の設置を、流域内自治体は公共施設整備の際に調整池設置や地下への浸透に寄与する施設の設置など総合的な対策を進める。</u></p>
3		404	<p>【課題】</p> <p>河川流域の都市化の進展に伴う大規模な洪水被害に対応するため、流域の土地利用にあたっては、雨水流出抑制対策施設の整備を促進し、適正な保水・遊水機能を持たせる必要がある。</p> <p>準用河川の河川改修事業は、接続先である河川管理者（神奈川県）と調整を図りながら、改修計画を進める必要がある。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>【取組の方向】</p> <p>準用河川の河道整備は、1時間あたり50mm相当の降雨（6～7年に1回の降雨）を当面の目標として推進する。</p>	<p>【課題】</p> <p>河川流域の都市化の進展に伴う大規模な洪水被害に対応するため、流域の土地利用にあたっては、雨水流出抑制対策施設の整備を促進し、適正な保水・遊水機能を持たせる必要がある。</p> <p>準用河川の河川改修整備事業は、接続先である河川管理者（神奈川県）と調整を図りながら、改修計画を進める必要がある。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>【取組の方向】</p> <p>準用河川の治水対策は、1時間あたり50mm相当の降雨（6～7年に1回の降雨）を当面の目標として推進する。</p>

各論Ⅱ  
第2部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和6年1月29日）
4		406	<p>【主な事業】</p> <p>1 総合的な浸水対策の推進</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>イ 防災、避難活動等を効果的に行えるよう、住民への情報発信となる内水<b>氾濫</b>ハザードマップの<b>周知</b>を進める。浸水被害家屋への止水板設置等の支援策について検討を進める。</p>	<p>【主な事業】</p> <p>1 総合的な浸水対策の推進</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>イ 防災、避難活動等を効果的に行えるよう、住民への情報発信となる内水ハザードマップの<b>作成及び公表</b>等を進める。浸水被害家屋への止水板設置等の支援策について検討を進める。</p>
7		410	<p>【取組の方向】</p> <p>市は、県との連携も踏まえ、都市の安全性の向上を図るため、建築物の安全確保や落下物の防止対策に取り組んでいく。</p> <p>また、大雨等による建築物への浸水防止対策を推進する推進する<b>ため、浸水想定区域を多く抱える地区への土のう等の備蓄場所拡充や備蓄数の増加、出入口のステップアップ、止水板、防水扉の設置などの対策に努める。</b></p>	<p>【取組の方向】</p> <p>市は、県との連携も踏まえ、都市の安全性の向上を図るため、建築物の安全確保や落下物の防止対策に取り組んでいく。</p> <p>また、大雨等による建築物への浸水防止対策を推進する。</p>

各論Ⅱ  
第3部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和6年1月29日）
2		417	<p>【取組の方向】</p> <p>衛星電話、インターネット、防災行政無線等通信手段の整備などにより、企業、報道機関、住民からの情報など多様な災害関連情報等の収集、提供体制の整備に努める。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>【取組の方向】</p> <p>衛星携帯電話、衛星電話、インターネット、防災行政無線等通信手段の整備などにより、企業、報道機関、住民からの情報など多様な災害関連情報等の収集、提供体制の整備に努める。</p> <p>&lt;略&gt;</p>
2		418	<p>4 被災者支援に関する情報システムの構築</p> <p>被災者支援に関する情報システムの構築は、<u>大規模災害時の対口支援の受け入れを念頭に被災地で活用実績があり、他市等での導入実績が多く、また住民基本台帳等と連携することで、被災者支援を総合的に管理できる</u>システムを事前準備として整備し、その活用が図れるように努める。</p>	<p>4 被災者支援に関する情報システムの構築</p> <p>被災者支援に関する情報システムの構築は、<u>阪神・淡路大震災を教訓として整備された被災者支援システムを事前準備として整備し、その活用が図れるように努める。</u></p>

各論Ⅱ  
第3部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和6年1月29日）
8		429	<p>【現状】</p> <p>災害時に配慮を要する対象として、難病者、人工透析患者、精神障がい者、発達障がい者、妊婦・乳幼児、高齢者、身体障がい者、知的障がい者、未就学児童、児童生徒、外国<u>につながりのある</u>人及び災害により負傷し、自立歩行が困難になった者等が挙げられる。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>避難行動要支援者に関する情報について、関係部課での共有に努めるとともに、住所・氏名等の基本的な情報については、自主防災組織等や民生委員・児童委員などに対して情報の提供を行っている。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>【課題】</p> <p>支援が必要な高齢者等については、「避難行動要支援者避難支援プラン全体計画」に基づいて、市民センター・公民館と民生委員・児童委員、自主防災組織等関係機関及び地域住民との更なる連携が必要になる。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>個別避難計画の作成<u>数を増やすため</u>、自主防災組織や民生委員・児童委員、関係機関等と連携し、個別避難計画の作成に努める必要がある。</p>	<p>【現状】</p> <p>災害時に配慮を要する対象として、難病者、人工透析患者、精神障がい者、発達障がい者、妊婦・乳幼児、高齢者、身体障がい者、知的障がい者、未就学児童、児童生徒、外国人及び災害により負傷し、自立歩行が困難になった者等が挙げられる。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>避難行動要支援者に関する情報について、関係部課での共有に努めるとともに、住所・氏名等の基本的な情報については、自主防災組織等や民生委員児童委員などに対して情報の提供を行っている。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>【課題】</p> <p>支援が必要な高齢者等については、「避難行動要支援者避難支援プラン全体計画」に基づいて、市民センター・公民館と民生委員児童委員・自主防災組織等関係機関及び地域住民との更なる連携が必要になる。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>個別避難計画の作成率向上に向け、自主防災組織や民生委員児童委員、関係機関等と連携し、個別避難計画の作成に努める必要がある。</p>

各論Ⅱ  
第3部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和6年1月29日）
8		430	<p>【取組の方向】</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>市は、個別避難計画の作成<u>数を増やすため、災害時に自力避難が困難な要支援者に対して、福祉専門職による災害時のケアプランの作成を進める等、関係機関等が一層連携して</u>取り組むとともに、<u>避難行動要支援者名簿を活用した避難支援をより実効性のあるものとするため、</u>地域団体等との協力体制の構築を図る。</p>	<p>【取組の方向】</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>市は、個別避難計画の作成に向けて、庁内横断的連携により取り組むとともに、地域団体等との協力体制の構築を図る。</p>
8		431	<p>6 洪水・<u>高潮・雨水出水の各</u>浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の施設等の対策</p> <p>市は、洪水・<u>高潮・雨水出水の各</u>浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図れるよう洪水・<u>高潮・雨水出水</u>に関する情報や土砂災害警戒情報等の伝達方法を定める。</p>	<p>6 洪水浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の施設等の対策</p> <p>市は、洪水浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図れるよう洪水に関する情報や土砂災害警戒情報等の伝達方法を定める。</p>



各論Ⅱ  
第3部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和6年1月29日）
13		437	<p>第13章 ライフラインの応急復旧対策計画</p> <p>【現状】</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>下水道については、災害時に備え、<u>管路</u>の保守点検を行い、必要に応じて補修又は改築に努めている。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>電気通信については、NTT 東日本においては、停電時に備え、非常用発電機と蓄電池を配備するとともに、移動電源車、移動無線車等の配備を行う。NTT コミュニケーションズ、NTT ドコモ、KDDI においても、停電時に備え、非常用発電機と蓄電池を配備するとともに、移動電源車等の配備を行う。災害発生後の電話回線の輻輳による安否確認等が困難になることに対して、NTT 東日本では災害用伝言ダイヤル等を運用するため、指定避難所では<u>災害時用公衆電話（特設公衆電話）</u>の設置を進めている。</p>	<p>第13章 ライフラインの応急復旧対策計画</p> <p>【現状】</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>下水道については、災害時に備え、<u>管渠</u>の保守点検を行い、必要に応じて補修又は改築に努めている。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>電気通信については、NTT 東日本においては、停電時に備え、非常用発電機と蓄電池を配備するとともに、移動電源車、移動無線車等の配備を行う。NTT コミュニケーションズ、NTT ドコモ、KDDI においても、停電時に備え、非常用発電機と蓄電池を配備するとともに、移動電源車等の配備を行う。災害発生後の電話回線の輻輳による安否確認等が困難になることに対して、NTT 東日本では災害用伝言ダイヤル等を運用するため、指定避難所では特設公衆電話の設置を進めている。</p>
16		441	<p>第16章 風害に関する事前対策計画</p> <p>【現状】</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>近年、日本各地で竜巻は年間平均約 <u>20</u> 件（2007 年～<u>2023</u> 年、海上竜巻を除く）発生している。</p> <p>平成 24 年 5 月につくば市を中心に発生した竜巻では甚大な被害が発生している。</p>	<p>第16章 風害に関する事前対策計画</p> <p>【現状】</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>近年、日本各地で竜巻は年間平均約 <u>23</u> 件（2007 年～<u>2017</u> 年、海上竜巻を除く）発生している。</p> <p>平成 24 年 5 月につくば市を中心に発生した竜巻では甚大な被害が発生している。</p>

各論Ⅱ  
第4部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和6年1月29日）
2	1	458	<p>1 気象情報等の発表等</p> <p>（1）注意や警戒の喚起</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>① 特別警報、警報及び注意報の種類</p> <p>横浜地方気象台が発表する特別警報、警報及び注意報の種類及び運用の概要は、次のとおりである。</p> <p>特別警報は、大雨や強風等の<u>警報発表基準をはるかに超えて、重大な災害の発生するおそれが著しく高まっている</u>ときに行う。警報は、大雨や強風等の気象現象により、重大な災害が発生するおそれがあるときに行う。</p>	<p>1 気象情報等の発表等</p> <p>（1）注意や警戒の喚起</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>① 特別警報、警報及び注意報の種類</p> <p>横浜地方気象台が発表する特別警報、警報及び注意報の種類及び運用の概要は、次のとおりである。</p> <p>特別警報は、大雨や強風等の<u>気象現象により予想される現象が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きい</u>ときに行う。警報は、大雨や強風等の気象現象により、重大な災害が発生するおそれがあるときに行う。</p>
2	1	459	<p>④ 多摩川・相模川・鶴見川・酒匂川洪水予報（水防活動用）</p> <p>多摩川（万年橋から海までの区間）で洪水による被害の発生が予測される場合、国土交通省関東地方整備局と気象庁は、多摩川洪水予報（<u>氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報、氾濫注意情報</u>）を共同発表する。</p> <p>相模川下流（神川橋から海までの区間）と鶴見川（第三京浜高速道路橋から海までの区間）については、国土交通省京浜河川事務所と横浜地方気象台が相模川下流洪水予報及び鶴見川洪水予報（<u>氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報、氾濫注意情報</u>）を共同発表する。</p> <p>相模川中流（小倉橋から神川橋までの区間）<u>と</u>酒匂川（足柄橋から海までの区間）については、神奈川県と横浜地方気象台が<u>相模川中流洪水予報及び酒匂川洪水予報</u>（<u>氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報、氾濫注意情報</u>）を共同発表する。</p>	<p>④ 多摩川・相模川・鶴見川・酒匂川洪水予報（水防活動用）</p> <p>多摩川（万年橋から海までの区間）で洪水による被害の発生が予測される場合、国土交通省関東地方整備局と気象庁は、多摩川洪水予報として、<u>洪水警報</u>（<u>氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報</u>）と<u>洪水注意報</u>（<u>氾濫注意情報</u>）を共同発表する。</p> <p>相模川下流（神川橋から海までの区間）と鶴見川（第三京浜高速道路橋から海までの区間）については、国土交通省京浜河川事務所と横浜地方気象台が相模川下流洪水予報及び鶴見川洪水予報として、<u>両河川に対する洪水警報</u>（<u>氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報</u>）と<u>洪水注意報</u>（<u>氾濫注意情報</u>）を共同発表する。</p> <p>相模川中流（小倉橋から神川橋までの区間）<u>については、神奈川県と横浜地方気象台が、相模川中流洪水予報として、酒匂川</u>（足柄橋から海までの区間）については、神奈川県と横浜地方気象台が<u>酒匂川洪水予報として、それ</u></p>

各論Ⅱ  
第4部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和6年1月29日）								
			<p>発表された洪水予報は、神奈川県水防計画等の定めるところにより、県河 <u>港</u>課、国土交通省京浜河川事務所及び横浜地方気象台は、それぞれ県内の防 災機関等に伝達する。</p> <p>⑤ 土砂災害警戒情報</p> <p>神奈川県と横浜地方気象台は、大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及 ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長が避 難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の<u>判断を支援するため</u>共同で 土砂災害警戒情報を発表する。</p>	<p>それ、<u>洪水警報</u>（氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報）と洪水注意 報（氾濫注意情報）を共同発表する。</p> <p>発表された洪水予報は、神奈川県水防計画等の定めるところにより、県河 <u>川</u>課、国土交通省京浜河川事務所及び横浜地方気象台は、それぞれ県内の防 災機関等に伝達する。</p> <p>⑤ 土砂災害警戒情報</p> <p>神奈川県と横浜地方気象台は、大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及 ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長が避 難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の<u>参考となるよう</u>共同で土砂 災害警戒情報を発表する。</p>								
2	1	460	<p>⑥ キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等</p> <p>表 4-1 キキクル等の種類と概要</p> <table border="1" data-bbox="427 820 1189 1286"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂キキクル （大雨警報（土砂災害） の危険度分布）</td> <td>大雨による土砂災害発生危険度の高 まりの予測を、地図上で1km 四方の領 域ごとに5段階に色分けして示す情 報。2時間先までの雨量分布及び土壌 雨量指数の予測を用いて常時10分ご とに更新しており、大雨警報（土砂災 害）や土砂災害警戒情報等が発表され たときに、危険度が高まっている場所 を面的に確認することができる。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要	土砂キキクル （大雨警報（土砂災害） の危険度分布）	大雨による土砂災害発生危険度の高 まりの予測を、地図上で1km 四方の領 域ごとに5段階に色分けして示す情 報。2時間先までの雨量分布及び土壌 雨量指数の予測を用いて常時10分ご とに更新しており、大雨警報（土砂災 害）や土砂災害警戒情報等が発表され たときに、危険度が高まっている場所 を面的に確認することができる。	<p>⑥ キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等</p> <p>表 4-1 キキクル等の種類と概要</p> <table border="1" data-bbox="1312 820 2011 1286"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>大雨土砂キキクル</u> （大雨警報（土砂災害） の危険度分布）<u>※</u></td> <td>大雨による土砂災害発生危険度の高 まりの予測を、地図上で1km 四方の領 域ごとに5段階に色分けして示す情報。 2時間先までの雨量分布及び土壌雨量 指数の予測を用いて常時10分ごとに 更新しており、大雨警報（土砂災害）や 土砂災害警戒情報等が発表されたとき に、危険度が高まっている場所を面的 に確認することができる。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要	<u>大雨土砂キキクル</u> （大雨警報（土砂災害） の危険度分布） <u>※</u>	大雨による土砂災害発生危険度の高 まりの予測を、地図上で1km 四方の領 域ごとに5段階に色分けして示す情報。 2時間先までの雨量分布及び土壌雨量 指数の予測を用いて常時10分ごとに 更新しており、大雨警報（土砂災害）や 土砂災害警戒情報等が発表されたとき に、危険度が高まっている場所を面的 に確認することができる。
種類	概要											
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害） の危険度分布）	大雨による土砂災害発生危険度の高 まりの予測を、地図上で1km 四方の領 域ごとに5段階に色分けして示す情 報。2時間先までの雨量分布及び土壌 雨量指数の予測を用いて常時10分ご とに更新しており、大雨警報（土砂災 害）や土砂災害警戒情報等が発表され たときに、危険度が高まっている場所 を面的に確認することができる。											
種類	概要											
<u>大雨土砂キキクル</u> （大雨警報（土砂災害） の危険度分布） <u>※</u>	大雨による土砂災害発生危険度の高 まりの予測を、地図上で1km 四方の領 域ごとに5段階に色分けして示す情報。 2時間先までの雨量分布及び土壌雨量 指数の予測を用いて常時10分ごとに 更新しており、大雨警報（土砂災害）や 土砂災害警戒情報等が発表されたとき に、危険度が高まっている場所を面的 に確認することができる。											

各論Ⅱ  
第4部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和6年1月29日）
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」（黒）：<u>命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があると</u>される警戒レベル5に相当。</li> <li>・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」（黒）：緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用される警戒レベル5に相当。</li> <li>・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>
			<p>浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）</p> <p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p>	<p>浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）</p> <p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p>

各論Ⅱ  
第4部

章	節	頁	修正案		現行（最終修正：令和6年1月29日）	
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。</li> <li>・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>		
			洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。	洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

各論Ⅱ  
第4部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和6年1月29日）
			<p>・「災害切迫」(黒): <u>命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要がある</u>とされる警戒レベル5に相当。</p> <p>・「危険」(紫): 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>・「警戒」(赤): 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p> <p>・「注意」(黄): ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p>	<p>・「災害切迫」(黒): 緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用される警戒レベル5に相当。</p> <p>・「危険」(紫): 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>・「警戒」(赤): 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p> <p>・「注意」(黄): ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p>
			<p>流域雨量指数の予測値</p> <p><u>各河川</u>の上流域での降雨による、下流の対象地点に洪水危険度(<u>大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度</u>)の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。<u>流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測(解析雨量及び降水短時間予報等)</u>を用いて常時10分ごとに更新している。</p>	<p>流域雨量指数の予測値</p> <p><u>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、</u>上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。<u>6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)</u>を用いて常時10分ごとに更新している。</p>
2	1	461	<p>⑧ 土砂災害緊急情報（横浜気象台の発表とは別） &lt;略&gt;</p>	<p>⑧ 土砂災害緊急情報（横浜気象台の発表とは別） &lt;略&gt;</p>

各論Ⅱ  
第4部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和6年1月29日）																																																																				
			表 4-3 警報・注意報基準一覧表（発表官署 横浜地方気象台、令和 <u>6</u> 年 <u>5</u> 月 <u>23</u> 日現在）	表 4-3 警報・注意報基準一覧表（発表官署 横浜地方気象台、令和 <u>4</u> 年 <u>11</u> 月 <u>24</u> 日現在）																																																																				
			<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">藤沢市</td> <td colspan="2">府県予報区</td> <td colspan="2">神奈川県</td> </tr> <tr> <td colspan="2">一次細分区域</td> <td colspan="2">東部</td> </tr> <tr> <td colspan="2">市町村等をまとめた地域</td> <td colspan="2">湘南</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">警報</td> <td rowspan="2">大雨</td> <td>（浸水害）</td> <td>表面雨量 指数基準</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>（土砂災害）</td> <td>土壌雨量 指数基準</td> <td><u>105</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" rowspan="3">洪水</td> <td>流域雨量 指数基準</td> <td>小出川流域=6.3、目久尻川流域=<u>14.2</u>、境川流域=<u>27.3</u>、柏尾川流域=<u>21.7</u>、引地川流域=19.4、蓼川流域=9.8</td> </tr> <tr> <td>複合基準 *1</td> <td>柏尾川流域=（<u>8</u>, <u>19.5</u>）、蓼川流域=（<u>8</u>, 8.8）</td> </tr> <tr> <td>指定河川 洪水予報 による基準</td> <td>相模川下流 [神川橋]、相模川中流 [相模大橋]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">暴風</td> <td>平均風速</td> <td>陸上</td> <td>25m/s</td> </tr> </table>	藤沢市	府県予報区		神奈川県		一次細分区域		東部		市町村等をまとめた地域		湘南		警報	大雨	（浸水害）	表面雨量 指数基準	15	（土砂災害）	土壌雨量 指数基準	<u>105</u>	洪水		流域雨量 指数基準	小出川流域=6.3、目久尻川流域= <u>14.2</u> 、境川流域= <u>27.3</u> 、柏尾川流域= <u>21.7</u> 、引地川流域=19.4、蓼川流域=9.8	複合基準 *1	柏尾川流域=（ <u>8</u> , <u>19.5</u> ）、蓼川流域=（ <u>8</u> , 8.8）	指定河川 洪水予報 による基準	相模川下流 [神川橋]、相模川中流 [相模大橋]	暴風		平均風速	陸上	25m/s	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">藤沢市</td> <td colspan="2">府県予報区</td> <td colspan="2">神奈川県</td> </tr> <tr> <td colspan="2">一次細分区域</td> <td colspan="2">東部</td> </tr> <tr> <td colspan="2">市町村等をまとめた地域</td> <td colspan="2">湘南</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">警報</td> <td rowspan="2">大雨</td> <td>（浸水害）</td> <td>表面雨量 指数基準</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>（土砂災害）</td> <td>土壌雨量 指数基準</td> <td><u>107</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" rowspan="3">洪水</td> <td>流域雨量 指数基準</td> <td>小出川流域=6.3、目久尻川流域=<u>14.1</u>、境川流域=<u>27</u>、柏尾川流域=<u>21.6</u>、引地川流域=19.4、蓼川流域=9.8</td> </tr> <tr> <td>複合基準 *1</td> <td>柏尾川流域=（<u>9</u>, 19.4）、蓼川流域=（<u>9</u>, 8.8）</td> </tr> <tr> <td>指定河川 洪水予報 による基準</td> <td>相模川下流 [神川橋]、相模川中流 [相模大橋]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">暴風</td> <td>平均風速</td> <td>陸上</td> <td>25m/s</td> </tr> </table>	藤沢市	府県予報区		神奈川県		一次細分区域		東部		市町村等をまとめた地域		湘南		警報	大雨	（浸水害）	表面雨量 指数基準	15	（土砂災害）	土壌雨量 指数基準	<u>107</u>	洪水		流域雨量 指数基準	小出川流域=6.3、目久尻川流域= <u>14.1</u> 、境川流域= <u>27</u> 、柏尾川流域= <u>21.6</u> 、引地川流域=19.4、蓼川流域=9.8	複合基準 *1	柏尾川流域=（ <u>9</u> , 19.4）、蓼川流域=（ <u>9</u> , 8.8）	指定河川 洪水予報 による基準	相模川下流 [神川橋]、相模川中流 [相模大橋]	暴風		平均風速	陸上	25m/s
藤沢市	府県予報区		神奈川県																																																																					
	一次細分区域		東部																																																																					
	市町村等をまとめた地域		湘南																																																																					
警報	大雨	（浸水害）	表面雨量 指数基準	15																																																																				
		（土砂災害）	土壌雨量 指数基準	<u>105</u>																																																																				
	洪水		流域雨量 指数基準	小出川流域=6.3、目久尻川流域= <u>14.2</u> 、境川流域= <u>27.3</u> 、柏尾川流域= <u>21.7</u> 、引地川流域=19.4、蓼川流域=9.8																																																																				
			複合基準 *1	柏尾川流域=（ <u>8</u> , <u>19.5</u> ）、蓼川流域=（ <u>8</u> , 8.8）																																																																				
			指定河川 洪水予報 による基準	相模川下流 [神川橋]、相模川中流 [相模大橋]																																																																				
	暴風		平均風速	陸上	25m/s																																																																			
藤沢市	府県予報区		神奈川県																																																																					
	一次細分区域		東部																																																																					
	市町村等をまとめた地域		湘南																																																																					
警報	大雨	（浸水害）	表面雨量 指数基準	15																																																																				
		（土砂災害）	土壌雨量 指数基準	<u>107</u>																																																																				
	洪水		流域雨量 指数基準	小出川流域=6.3、目久尻川流域= <u>14.1</u> 、境川流域= <u>27</u> 、柏尾川流域= <u>21.6</u> 、引地川流域=19.4、蓼川流域=9.8																																																																				
			複合基準 *1	柏尾川流域=（ <u>9</u> , 19.4）、蓼川流域=（ <u>9</u> , 8.8）																																																																				
			指定河川 洪水予報 による基準	相模川下流 [神川橋]、相模川中流 [相模大橋]																																																																				
	暴風		平均風速	陸上	25m/s																																																																			

各論Ⅱ  
第4部

章	節	頁	修正案				現行（最終修正：令和6年1月29日）					
					海上	25m/s			海上	25m/s		
			暴風雪	平均風速	陸上	25m/s 雪を伴う			陸上	25m/s 雪を伴う		
					海上	25m/s 雪を伴う			海上	25m/s 雪を伴う		
			大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm				大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm	
			波浪	有義波高	5.0m				波浪	有義波高	5.0m	
			高潮	潮位	1.4m*2				高潮	潮位	1.4m	
		注意報	大雨	表面雨量 指数基準	11				大雨	表面雨量 指数基準	11	
				土壌雨量 指数基準	77					土壌雨量 指数基準	78	
		注意報	洪水	流域雨量 指数基準	小出川流域=4.9、目久尻川流域=11.3、境川流域=21.8、柏尾川流域=17.3、引地川流域=15.5、蓼川流域=7.8				洪水	流域雨量 指数基準	小出川流域=5、目久尻川流域=11.2、境川流域=21.6、柏尾川流域=17.2、引地川流域=15.5、蓼川流域=7.8	
				複合基準 *1	境川流域= (11, 21)、柏尾川流域= (5, 17.3)、蓼川流域= (5, 7.8)					複合基準 *1	境川流域= (10, 17.3)、柏尾川流域= (6, 17.2)、蓼川流域= (6, 7.8)	
				指定河川 洪水予報	—					指定河川 洪水予報	—	



各論Ⅱ  
第4部

章	節	頁	修正案				現行（最終修正：令和6年1月29日）			
				による基準				による基準		
			強風	平均風速	陸上	12m/s	強風	平均風速	陸上	12m/s
					海上	12m/s			海上	12m/s
			風雪	平均風速	陸上	12m/s	風雪	平均風速	陸上	12m/s
					海上	12m/s		雪を伴う		海上
			大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm		大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm	
			波浪	有義波高	2.5m		波浪	有義波高	2.5m	
			高潮	潮位	1.2m		高潮	潮位	1.2m	
			雷	落雷等により被害が予想される場合			雷	落雷等により被害が予想される場合		
			融雪				融雪			
			濃霧	視程	陸上	100m	濃霧	視程	陸上	100m
					海上	500m			海上	500m
			乾燥	最小湿度35% 実効湿度55%			乾燥	最小湿度35% 実効湿度55%		
			なだれ				なだれ			
			低温	夏期：最低気温16℃以下が数日継続 冬期：最低気温-5℃以下			低温	夏期：最低気温16℃以下が数日継続 冬期：最低気温-5℃以下		
			霜	最低気温4℃以下 晩霜期			霜	最低気温4℃以下 晩霜期		
			着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合			着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合		
			記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm	

各論Ⅱ  
第4部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和6年1月29日）																																
			<p>* 1（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。</p> <p>* 2 <u>神奈川県が定める基準水位観測所（小田原）における高潮特別警戒水位（1.20m）への潮位の到達状況を考慮して、これによらず高潮警報を発表する場合があります。</u></p>	<p>* 1（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表している。</p>																																
2	1	465	<p>（4）地方海上警報の種類、海域及び伝達系統</p> <p>① 地方海上警報の種類</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p style="text-align: center;">表 4-5 地方海上警報の種類</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海上風警報</td> <td>風力階級 7 の場合</td> </tr> <tr> <td>海上濃霧警報</td> <td><u>視程 0.3 海里（約 500m）以下</u></td> </tr> <tr> <td>海上強風警報</td> <td>風力階級 8～9 の場合</td> </tr> <tr> <td>海上暴風警報</td> <td>風力階級 10 以上の場合</td> </tr> <tr> <td>海上台風警報</td> <td>台風により風力階級 12 の場合</td> </tr> <tr> <td>海上警報解除</td> <td>継続中の警報を解除する場合</td> </tr> <tr> <td>海上警報なし</td> <td>警報をする現象が予想されない場合</td> </tr> </tbody> </table>	種類	説明	海上風警報	風力階級 7 の場合	海上濃霧警報	<u>視程 0.3 海里（約 500m）以下</u>	海上強風警報	風力階級 8～9 の場合	海上暴風警報	風力階級 10 以上の場合	海上台風警報	台風により風力階級 12 の場合	海上警報解除	継続中の警報を解除する場合	海上警報なし	警報をする現象が予想されない場合	<p>（4）地方海上警報の種類、海域及び伝達系統</p> <p>① 地方海上警報の種類</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p style="text-align: center;">表 4-5 地方海上警報の種類</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海上風警報</td> <td>風力階級 7 の場合</td> </tr> <tr> <td>海上濃霧警報</td> <td><u>濃霧について、警報を必要とする場合</u></td> </tr> <tr> <td>海上強風警報</td> <td>風力階級 8～9 の場合</td> </tr> <tr> <td>海上暴風警報</td> <td>風力階級 10 以上の場合 <u>（台風により気象庁風力階級表の風力階級 12 の場合を除く）</u></td> </tr> <tr> <td>海上台風警報</td> <td>台風により風力階級 12 の場合</td> </tr> <tr> <td>海上警報解除</td> <td>継続中の警報を解除する場合</td> </tr> <tr> <td>海上警報なし</td> <td>警報をする現象が予想されない場合</td> </tr> </tbody> </table>	種類	説明	海上風警報	風力階級 7 の場合	海上濃霧警報	<u>濃霧について、警報を必要とする場合</u>	海上強風警報	風力階級 8～9 の場合	海上暴風警報	風力階級 10 以上の場合 <u>（台風により気象庁風力階級表の風力階級 12 の場合を除く）</u>	海上台風警報	台風により風力階級 12 の場合	海上警報解除	継続中の警報を解除する場合	海上警報なし	警報をする現象が予想されない場合
種類	説明																																			
海上風警報	風力階級 7 の場合																																			
海上濃霧警報	<u>視程 0.3 海里（約 500m）以下</u>																																			
海上強風警報	風力階級 8～9 の場合																																			
海上暴風警報	風力階級 10 以上の場合																																			
海上台風警報	台風により風力階級 12 の場合																																			
海上警報解除	継続中の警報を解除する場合																																			
海上警報なし	警報をする現象が予想されない場合																																			
種類	説明																																			
海上風警報	風力階級 7 の場合																																			
海上濃霧警報	<u>濃霧について、警報を必要とする場合</u>																																			
海上強風警報	風力階級 8～9 の場合																																			
海上暴風警報	風力階級 10 以上の場合 <u>（台風により気象庁風力階級表の風力階級 12 の場合を除く）</u>																																			
海上台風警報	台風により風力階級 12 の場合																																			
海上警報解除	継続中の警報を解除する場合																																			
海上警報なし	警報をする現象が予想されない場合																																			

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和6年1月29日）
2	1	467	<p>(注1)「神奈川風水害等災害対策計画」参照</p> <p>図 4-2 特別警報、警報及び注意報の伝達系統図</p>	<p>(注1)「神奈川風水害等災害対策計画」参照</p> <p>図 4-2 特別警報、警報及び注意報の伝達系統図</p>

各論Ⅱ  
第4部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和6年1月29日）																		
6	1	478	<p>1 避難情報について</p> <p>表 4-7 警戒レベルと立退き避難等が必要な居住者等に求める行動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>警戒レベル</th> <th>立退き避難等が必要な居住者等に求める (居住者がとるべき)行動</th> <th>警戒レベル相当情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【警戒レベル1】 早期注意情報 (警報級の可能性)において、大雨に関して5日先までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合 (気象庁が発表)</td> <td>防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>【警戒レベル2】 大雨・洪水・高潮 注意報※1 (気象庁が発表)</td> <td>ハザードマップ等により災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。</td> <td>・氾濫注意情報 ・洪水キキクル※2(注意・黄) ・土砂キキクル※3(注意・黄)</td> </tr> </tbody> </table>	警戒レベル	立退き避難等が必要な居住者等に求める (居住者がとるべき)行動	警戒レベル相当情報	【警戒レベル1】 早期注意情報 (警報級の可能性)において、大雨に関して5日先までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合 (気象庁が発表)	防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。		【警戒レベル2】 大雨・洪水・高潮 注意報※1 (気象庁が発表)	ハザードマップ等により災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。	・氾濫注意情報 ・洪水キキクル※2(注意・黄) ・土砂キキクル※3(注意・黄)	<p>1 避難情報について</p> <p>表 4-7 警戒レベルと立退き避難等が必要な居住者等に求める行動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>警戒レベル</th> <th>立退き避難等が必要な居住者等に求める (居住者がとるべき)行動</th> <th>警戒レベル相当情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【警戒レベル1】 早期注意情報 (警報級の可能性)において、大雨に関して5日先までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合 (気象庁が発表)</td> <td>防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>【警戒レベル2】 大雨・洪水・高潮 注意報※1 (気象庁が発表)</td> <td>ハザードマップ等により災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。</td> <td>・氾濫注意情報 ・洪水キキクル※2(注意・黄) ・土砂キキクル※3(注意・黄)</td> </tr> </tbody> </table>	警戒レベル	立退き避難等が必要な居住者等に求める (居住者がとるべき)行動	警戒レベル相当情報	【警戒レベル1】 早期注意情報 (警報級の可能性)において、大雨に関して5日先までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合 (気象庁が発表)	防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。		【警戒レベル2】 大雨・洪水・高潮 注意報※1 (気象庁が発表)	ハザードマップ等により災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。	・氾濫注意情報 ・洪水キキクル※2(注意・黄) ・土砂キキクル※3(注意・黄)
警戒レベル	立退き避難等が必要な居住者等に求める (居住者がとるべき)行動	警戒レベル相当情報																				
【警戒レベル1】 早期注意情報 (警報級の可能性)において、大雨に関して5日先までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合 (気象庁が発表)	防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。																					
【警戒レベル2】 大雨・洪水・高潮 注意報※1 (気象庁が発表)	ハザードマップ等により災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。	・氾濫注意情報 ・洪水キキクル※2(注意・黄) ・土砂キキクル※3(注意・黄)																				
警戒レベル	立退き避難等が必要な居住者等に求める (居住者がとるべき)行動	警戒レベル相当情報																				
【警戒レベル1】 早期注意情報 (警報級の可能性)において、大雨に関して5日先までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合 (気象庁が発表)	防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。																					
【警戒レベル2】 大雨・洪水・高潮 注意報※1 (気象庁が発表)	ハザードマップ等により災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。	・氾濫注意情報 ・洪水キキクル※2(注意・黄) ・土砂キキクル※3(注意・黄)																				

各論Ⅱ  
第4部

章	節	頁	修正案			現行（最終修正：令和6年1月29日）		
			<p>・高齢者等※4は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</p> <p>・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</p>	<p>・氾濫警戒情報</p> <p>・洪水警報</p> <p>・大雨警報（土砂災害）</p> <p>・洪水キキクル（警戒・赤）※2</p> <p>・土砂キキクル（警戒・赤）※3</p> <p>・高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報</p>		<p>・高齢者等※4は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</p> <p>・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</p>	<p>・氾濫警戒情報</p> <p>・洪水警報</p> <p>・大雨警報（土砂災害）</p> <p>・洪水キキクル（警戒・赤）</p> <p>・土砂キキクル（警戒・赤）</p> <p>・高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報</p>	
			<p>・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</p>	<p>・土砂災害警戒情報</p> <p>・<u>氾濫危険情報</u></p> <p>・洪水キキクル（危険・紫）※2</p> <p>・土砂キキクル（危険・紫）※3</p> <p>・高潮特別警報</p> <p>・高潮警報</p>		<p>・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</p>	<p>・土砂災害警戒情報</p> <p>・洪水キキクル（危険・紫）</p> <p>・土砂キキクル（危険・紫）</p> <p>・高潮特別警報</p> <p>・高潮警報</p>	
			<p>・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。※5</p> <p>ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</p>	<p>・氾濫発生情報</p> <p>・<u>洪水キキクル（災害切迫・黒）</u>※2</p> <p>・<u>土砂キキクル（災害切迫・黒）</u>※3</p> <p>・<u>浸水キキクル（災害切迫・黒）</u>※4</p>		<p>・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。※5</p> <p>ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</p>	<p>・氾濫発生情報</p>	

各論Ⅱ  
第4部

章	節	頁	修正案		現行（最終修正：令和6年1月29日）	
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨特別警報（浸水害）</li> <li>・大雨特別警報（土砂災害）</li> <li>※6</li> <li>・高潮氾濫発生情報</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨特別警報（浸水害）</li> <li>・大雨特別警報（土砂災害）</li> <li>※6</li> <li>・高潮氾濫発生情報</li> </ul>
			<p>※1 高潮注意報は、高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は警戒レベル3に相当する。</p> <p>※2 洪水警報の危険度分布</p> <p>※3 大雨警報（土砂災害）の危険度分布</p> <p>※4 大雨警報（浸水害）の危険度分布</p> <p>※5 避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者</p> <p>※6 その時点でのいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動する</p> <p>※7 大雨特別警報（土砂災害）が発表された際には、「土砂キキクル（災害切迫・黒）」を警戒レベル5 緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用する。</p>		<p>※1 高潮注意報は、高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は警戒レベル3に相当する。</p> <p>※2 洪水警報の危険度分布</p> <p>※3 大雨警報（土砂災害）の危険度分布</p> <p>※4 避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者</p> <p>※5 その時点でのいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動する</p> <p>※6 大雨特別警報（土砂災害）が発表された際には、「土砂キキクル（災害切迫・黒）」を警戒レベル5 緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用する。</p>	
6	1	479	<p>2 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保について</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>市長は、避難指示等の判断に際し、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は県知事に助言を求めることができる。</p> <p>&lt;略&gt;</p>		<p>2 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保について</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>市長は、避難の勧告・指示の判断に際し、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は県知事に助言を求めることができる。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	

各論Ⅱ  
第4部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和6年1月29日）
6	1	482	<p>(2) 土砂災害</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>ウ 避難指示等の解除の考え方</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>この際、国土交通省（関東地方整備局河川部河川計画課）及び神奈川県（県土整備局河川下水道砂防課）に助言を求めることを検討する。</p>	<p>(2) 土砂災害</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>ウ 避難指示等の解除の考え方</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>この際、国土交通省（関東地方整備局河川部河川計画課）及び神奈川県（県土整備局砂防海岸課）に助言を求めることを検討する。</p>
12	6	497	<p>(3) 応急復旧対策</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>イ ダイヤル通話</p> <p>大規模災害が発生すると、その直後から通話が集中的に発生し、輻輳することが想定されるので次の考え方で対処する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災関係機関、報道機関等の災害時優先電話からの通話は最優先で、そ通を確保する。</li> <li>・ 街頭公衆電話及び指定避難所等に設置する災害時用公衆電話（特設公衆電話）からの通話は、そ通を確保する。</li> </ul>	<p>(3) 応急復旧対策</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>イ ダイヤル通話</p> <p>大規模災害が発生すると、その直後から通話が集中的に発生し、輻輳することが想定されるので次の考え方で対処する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災関係機関、報道機関等の災害時優先電話からの通話は最優先で、そ通を確保する。</li> <li>・ 街頭公衆電話及び指定避難所等に設置する特設公衆電話からの通話は、そ通を確保する。</li> </ul>

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和6年1月29日）
1	2	552	<p style="text-align: center;">図 3-2 海上の大規模油流出対策フロー</p>	<p style="text-align: center;">図 3-2 海上の大規模油流出対策フロー</p>



各論Ⅲ  
第3部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和6年1月29日）
10	2	618	<p>1 NTT 東日本の応急復旧対策</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(3) 広報体制</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>イ ダイヤル通話</p> <p>大規模災害等が発生すると、その直後から通話が集中的に発生し、輻輳することが想定されるので次の考え方で対処する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災関係機関、報道機関等の災害時優先電話からの通話は最優先で、そ通を確保する。</li> <li>・街頭公衆電話及び指定避難所等に設置する<u>災害時用公衆電話</u>（特設公衆電話）からの通話は、そ通を確保する。</li> </ul>	<p>1 NTT 東日本の応急復旧対策</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(3) 広報体制</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>イ ダイヤル通話</p> <p>大規模災害等が発生すると、その直後から通話が集中的に発生し、輻輳することが想定されるので次の考え方で対処する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災関係機関、報道機関等の災害時優先電話からの通話は最優先で、そ通を確保する。</li> <li>・街頭公衆電話及び指定避難所等に設置する特設公衆電話からの通話は、そ通を確保する。</li> </ul>